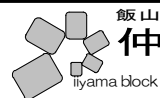
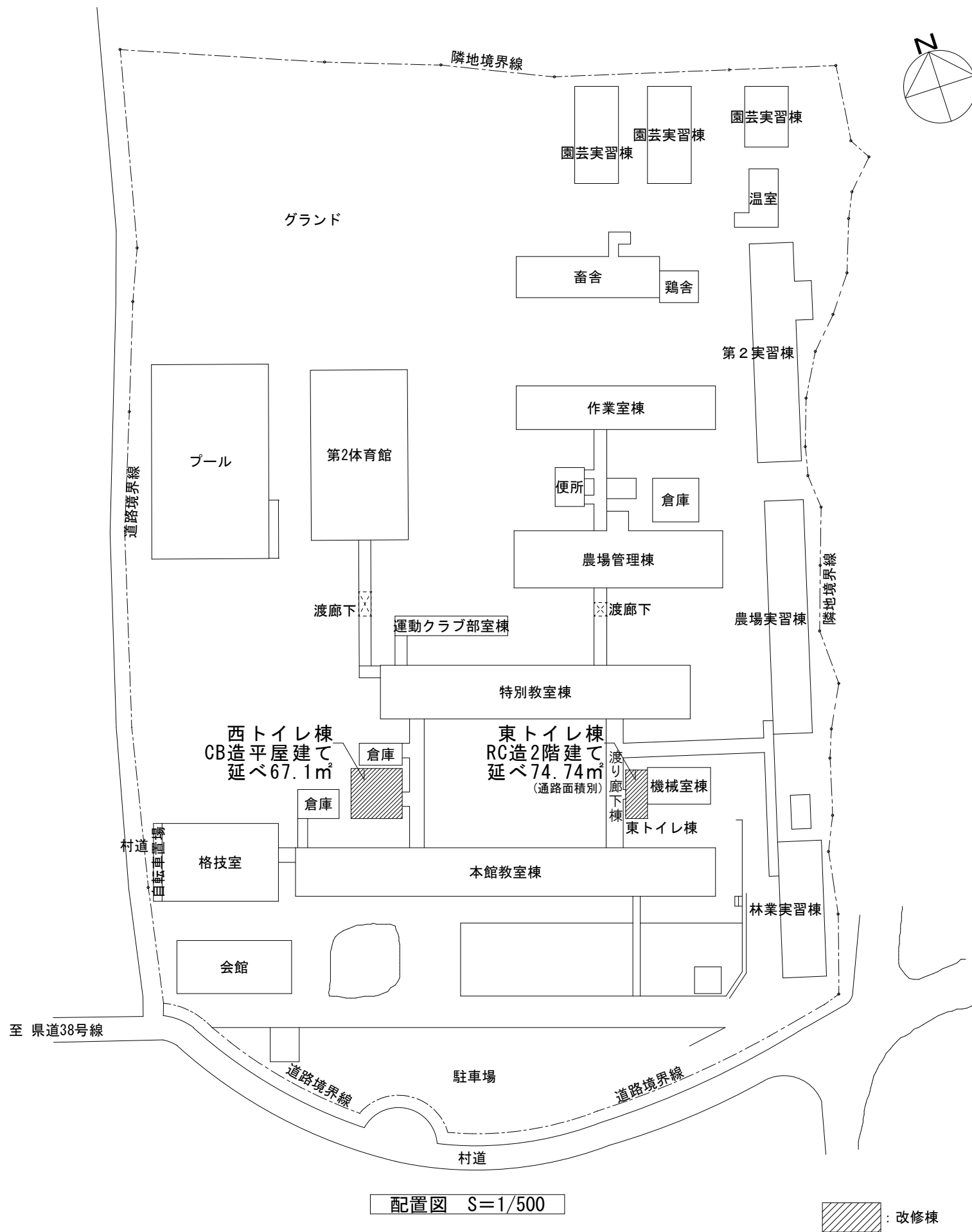


下高井農林高等学校 便所棟 トイレ改修工事

<< 図面リスト >>

建築主体			A-15	[東トイレ棟]既存1階平面図・撤去図	S=1 / 50	E-07	電灯・コンセント設備 西トイレ棟平面図(改修)	S=1 / 50
A-01	特記仕様書 1	—	A-16	[東トイレ棟]既存1階展開図・撤去図	S=1 / 50	E-08	電灯・コンセント設備 東トイレ棟1階平面図(既存)	S=1 / 50
A-02	特記仕様書 2	—	A-17	[東トイレ棟]既存2階平面図・撤去図	S=1 / 50	E-09	電灯・コンセント設備 東トイレ棟2階平面図(既存)	S=1 / 50
A-03	配置図、案内図	S=1 / 500	A-18	[東トイレ棟]既存2階展開図・撤去図	S=1 / 50	E-10	電灯・コンセント設備 西トイレ棟平面図(既存)	S=1 / 50
A-04	仕上表	—	A-19	[西トイレ棟]既存平面図・撤去図	S=1 / 50	機械設備		
A-05	[東トイレ棟]改修1階平面図	S=1 / 50	A-20	[西トイレ棟]既存展開図1・撤去図	S=1 / 50	M-01	機械設備工事 特記仕様書	—
A-06	[東トイレ棟]改修1階展開図	S=1 / 50	A-21	[西トイレ棟]既存展開図2・撤去図	S=1 / 50	M-02	機器表	—
A-07	[東トイレ棟]改修2階平面図	S=1 / 50	電気設備			M-03	凡例 機器表 暖房・換気改修平面図	S=1 / 100
A-08	[東トイレ棟]改修2階展開図	S=1 / 50	E-01	電気設備工事 特記仕様書	—	M-04	[東トイレ棟]改修1階平面図	S=1 / 50
A-09	[西トイレ棟]改修平面図	S=1 / 50	E-02	幹線設備 配置図(改修)	S=1 / 250	M-05	[東トイレ棟]改修2階平面図	S=1 / 50
A-10	[西トイレ棟]改修展開図1	S=1 / 50	E-03	幹線設備 配置図(既存)	S=1 / 250	M-06	[西トイレ棟]改修平面図	S=1 / 50
A-11	[西トイレ棟]改修展開図2	S=1 / 50	E-04	分電盤結線図・照明器具姿図	—	M-07	[東トイレ棟]既存1階平面図・撤去図	S=1 / 50
A-12	改修天井伏図	S=1 / 100	E-05	電灯・コンセント設備 東トイレ棟1階平面図(改修)	S=1 / 50	M-08	[東トイレ棟]既存2階平面図・撤去図	S=1 / 50
A-13	建具表	S=1 / 50	E-06	電灯・コンセント設備 東トイレ棟2階平面図(改修)	S=1 / 50	M-09	[西トイレ棟]既存平面図・撤去図	S=1 / 50
A-14	部分詳細図	S=1 / 5~30						

[illegible]



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE R6 ・ 3 ・

SCALE A3: 1/500

SHEET NO.

A - 0 3

配置図、案内図

設 計 概 要

建 物 名 称	下高井農林高等学校 トイレ			
工 事 場 所	下高井郡木島平村大字穂高2975			
構 造 ・ 用 途	東トイレ棟:RC造2階建て 西トイレ棟:CB造平屋建て			
用 途 地 域	指定無し			
防 火 地 域	指定無し			
工 事 範 囲	トイレ内部改修			
別 途 工 事				
そ の 他				
面 積 表		2 階	1 階	合 計
	東 ト イ レ	3 7 . 3 7 m ²	3 7 . 3 7 m ²	7 4 . 7 4 m ²
	西 ト イ レ		6 7 . 1 0 m ²	6 7 . 1 0 m ²
	合 計 面 積			1 4 1 . 8 4 m ²

外 部 仕 上 表

屋 根	既存(各棟共通)
軒 先	既存(各棟共通)
軒 裏	既存(各棟共通)
外 壁	既存(各棟共通)
基 礎 立 上 り	既存(各棟共通)
開 口 部	アルミサッシ_既存
断 熱 材	天井 グラスウール16Kt=100(最上階、各棟共通)

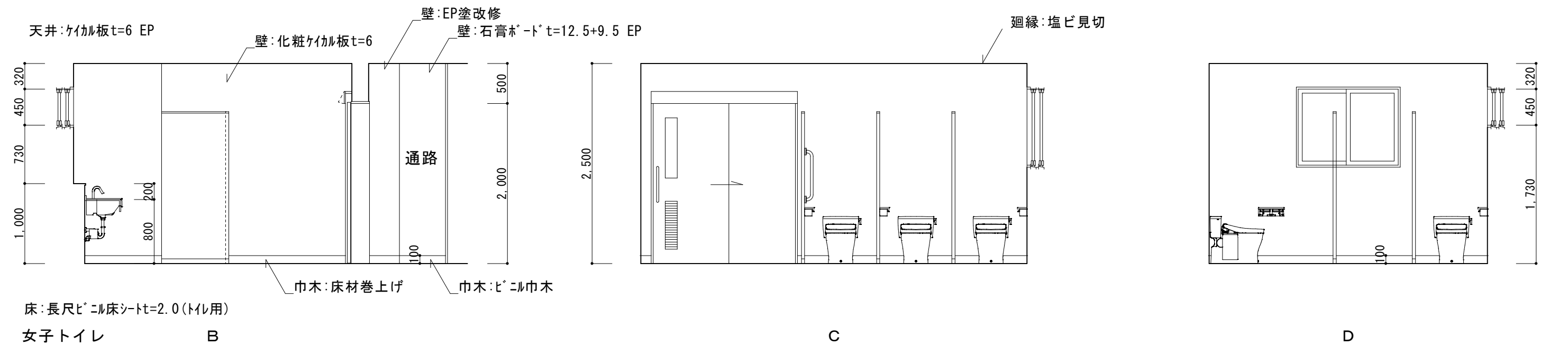
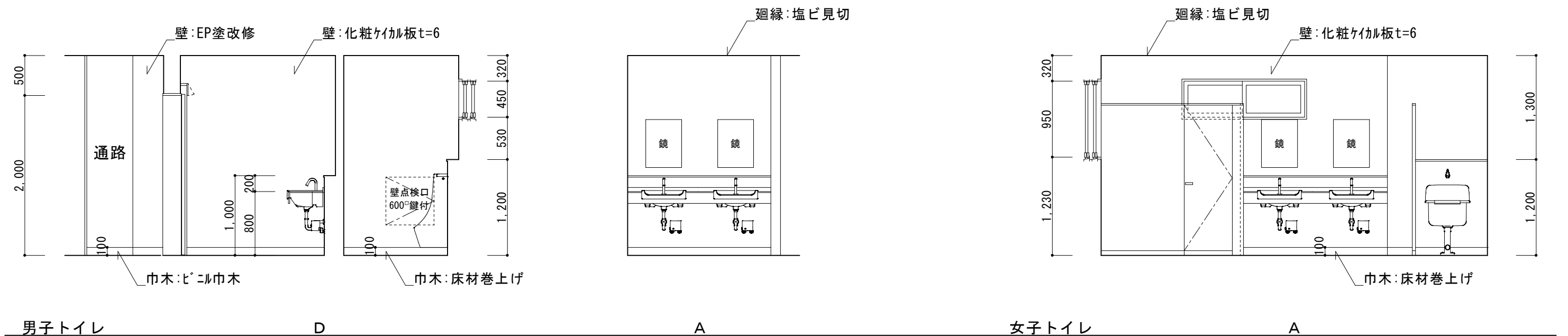
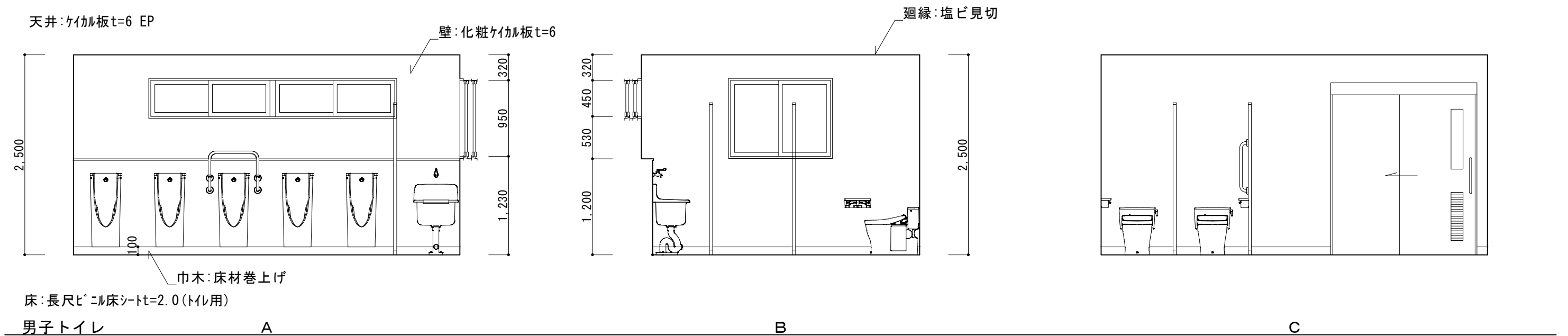
構造・内装制限、他

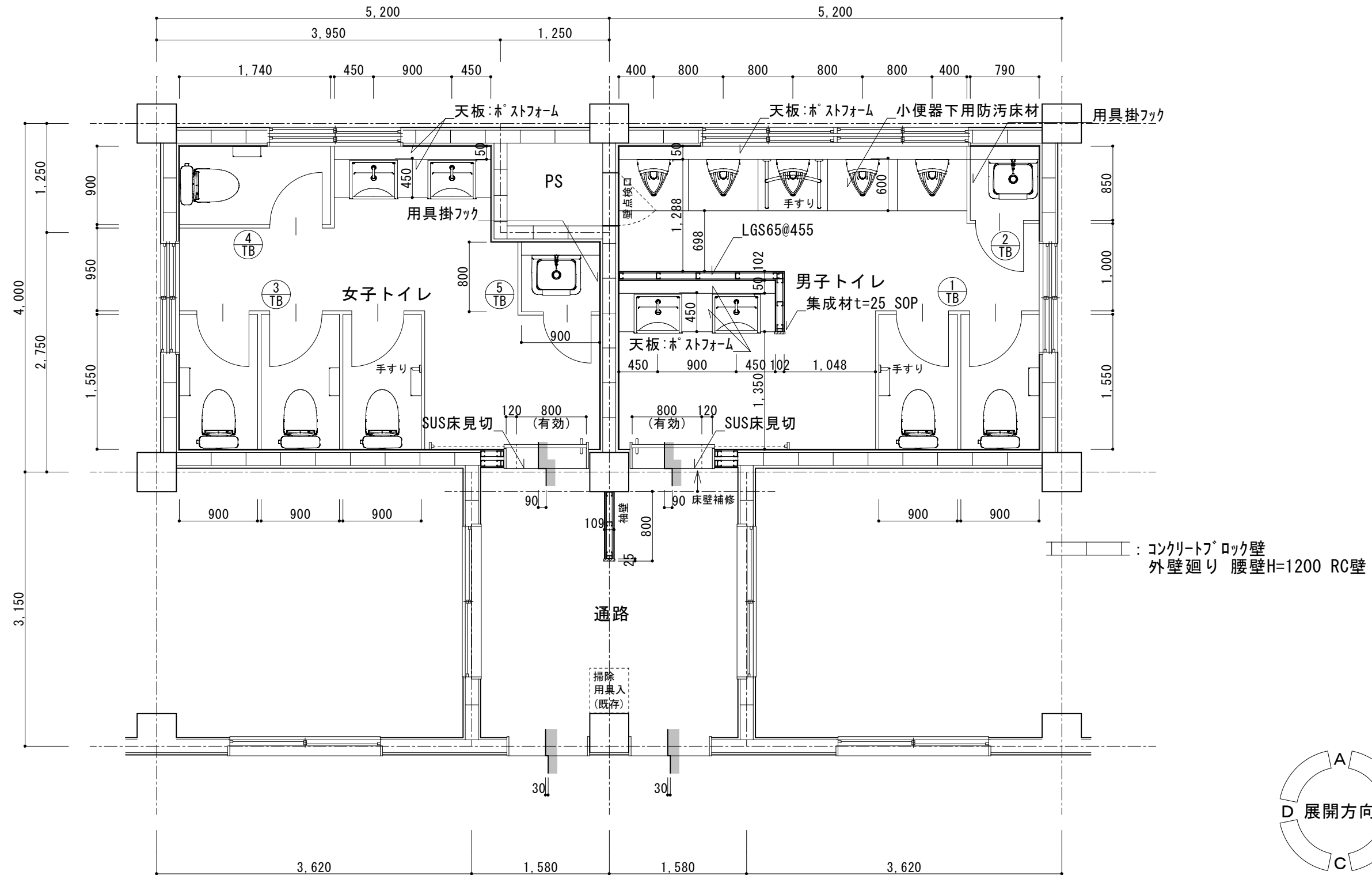
既存7スベスト含有建材等				
天井:フレキシブルボードt=6(東トイレ・西トイレ棟) レベル3				
壁:モルタル金コテ(東トイレ棟1・2階) レベル3				
*カーテン、じゅうたん等は防災処理物品を使用のこと。(ラベル表示)				
*煙突・少量危険物等の設置にあたっては、火災予防条例による。				
*シックハウス規制対象の建築材料はすべてF☆☆☆☆とする。				

内 部 仕 上 表

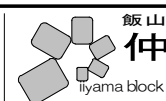
木質複合フローリングt=12

室 名		床 仕 上		巾 木		壁 仕 上		天 井 仕 上				備 考
		下 地	仕 上	仕 上	高さ	下 地	仕 上	下 地	仕 上	天井高	廻 り 縁	造作、金物、その他
東トイレ			※1									※3,4
1 階	男子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)※2	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		躯体(CB)	モルタル金コテ 腰:VP塗、AEP塗	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		躯体(CB)	モルタル金コテ 腰:VP塗、AEP塗	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	通路		既存	既存			既存		既存	2,500		
2 階	(既存)	モルタル	長尺ビニル床シートt=2.5	ビニル巾木	100	躯体(CB)	モルタル VP塗	LGS	化粧石膏ボードt=9	2,500	塩ビ見切	
	男子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		躯体(CB)	モルタル金コテ 腰:VP塗、AEP塗	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		躯体(CB)	モルタル金コテ 腰:VP塗、AEP塗	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
西トイレ	通路		既存	既存			既存		既存	2,500		
	(既存)	モルタル	長尺ビニル床シートt=2.5	ビニル巾木	100	躯体(CB)	モルタル VP塗	LGS	化粧石膏ボードt=9	2,500	塩ビ見切	
	男子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
	女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
職員男子トイレ	職員男子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
	職員女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
	職員女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
	職員女子トイレ	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	トイレース (新)デイスンサー(便座消毒、石けん)、サニリ-BOX、手すり、二連紙巻器(立座補助欄付)
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	トイレース、紙巻器、便座消毒デイスンサー
	踏込み	レバリング材	長尺ビニル床シートt=2.0(トイレ用)	巻上げ	100	既存壁下地調整	化粧ケイカル板t=6	LGS (新)	ケイカル板t=6 EP塗	2,500	塩ビ見切 (新)	
	(既存)	モルタル	モザイクタイル25 [□]	壁と同じ		モルタル	タイル100 [□]	LGS	フレキシブルボードt=6 目カシ AEP塗	2,500	塩ビ見切	
		※1 消臭、抗菌、防汚、防滑機能付										
		※2 (新):既存利用しない ※3 便座消毒デイスンサーは一部既存使用 ※4 デイスンサー、サニリ-BOX、手すり、紙巻器は機械設備工事										





[東トイレ棟] 2階平面図(改修) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲條 楠

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

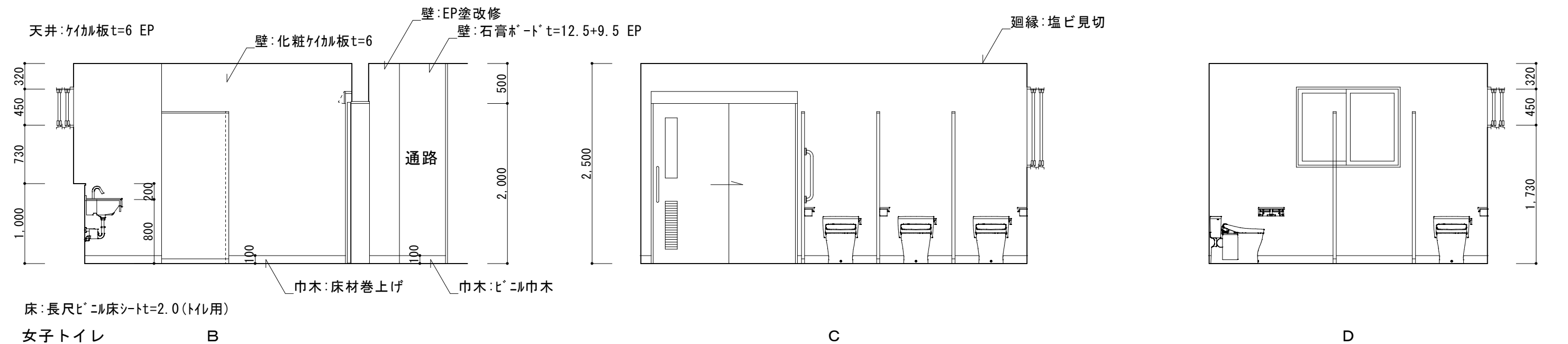
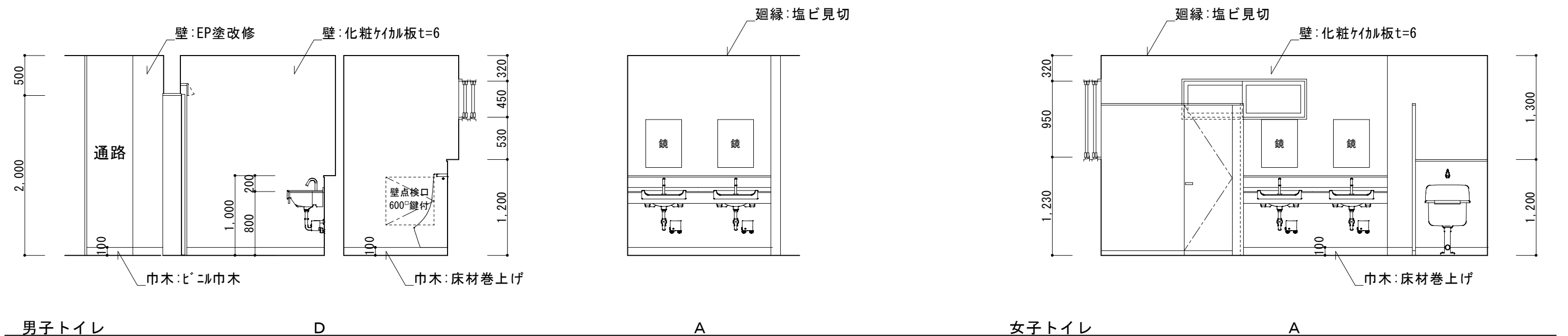
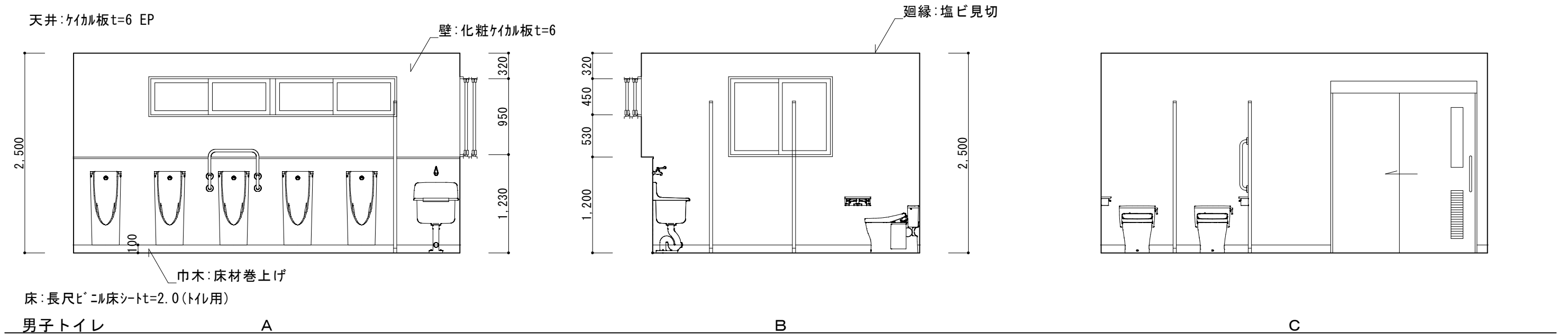
DATE R6・3・

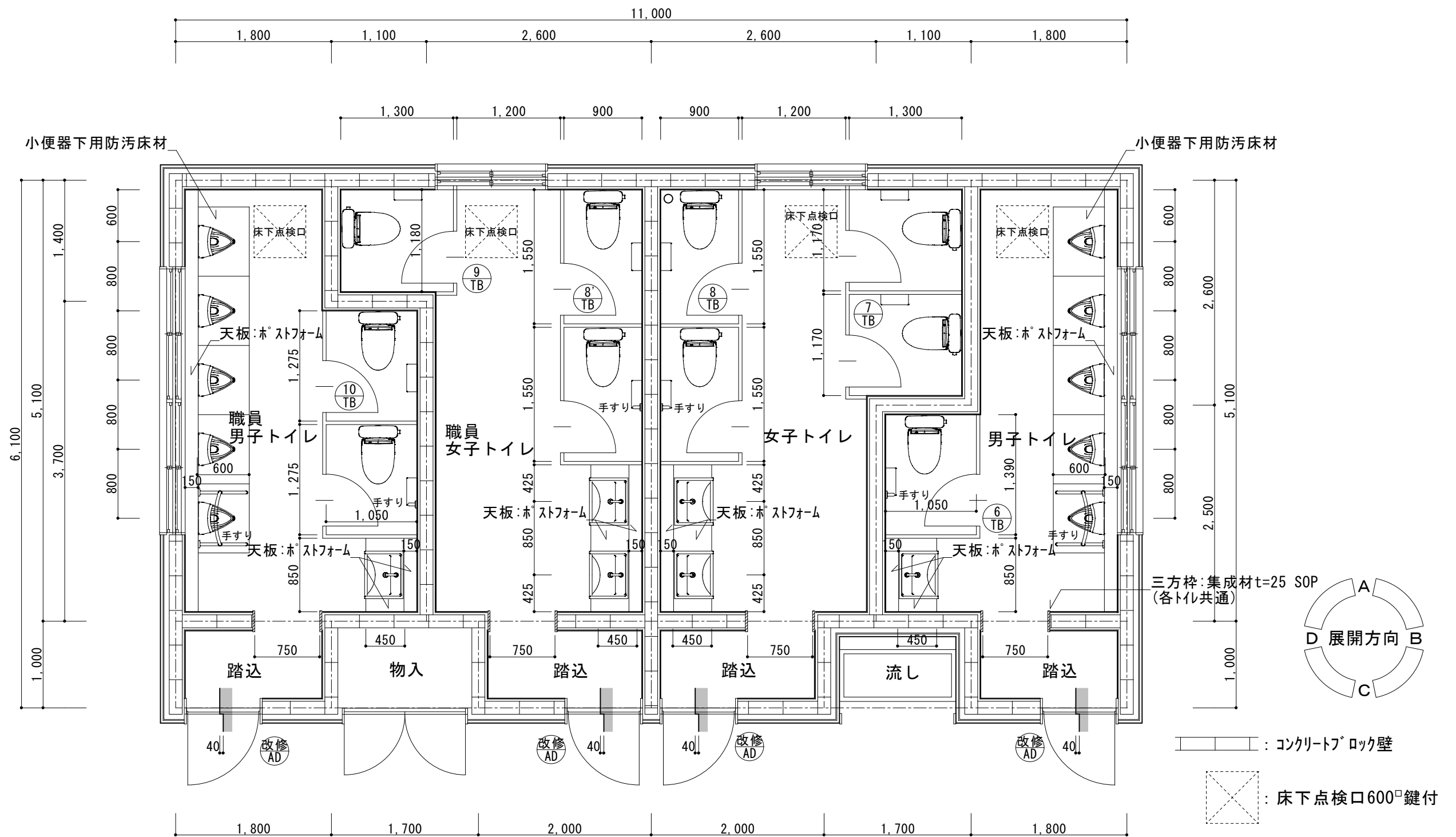
SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

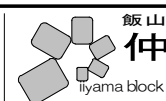
A-07

[東トイレ棟]改修2階平面図





[西トイレ棟]平面図(改修) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲條 楠

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

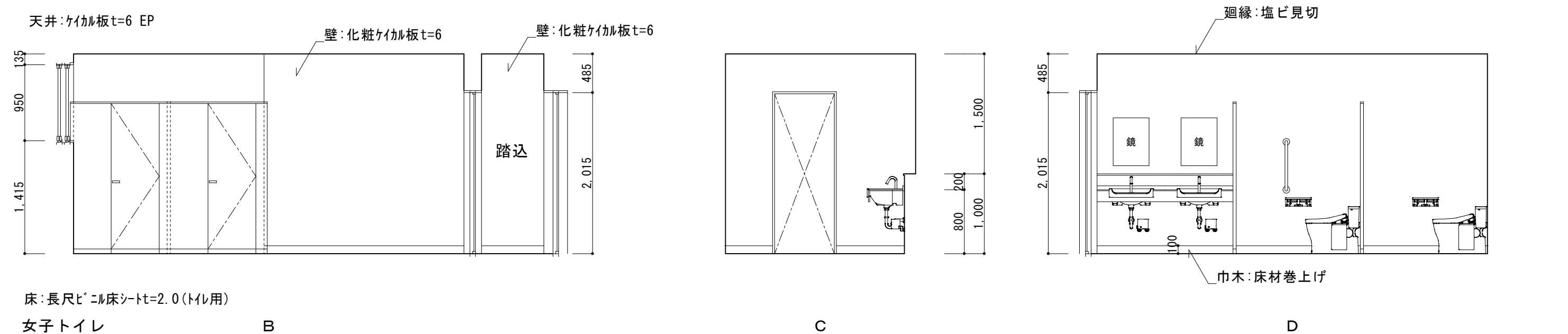
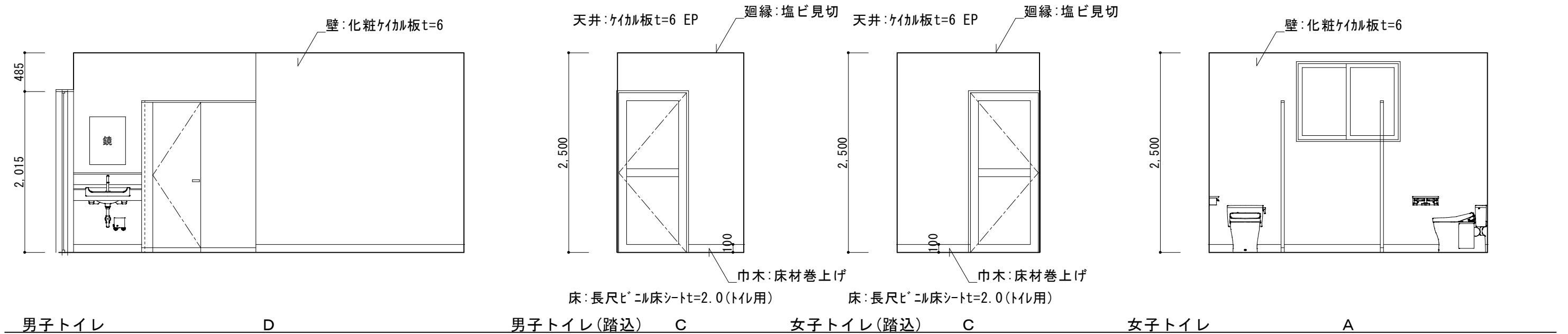
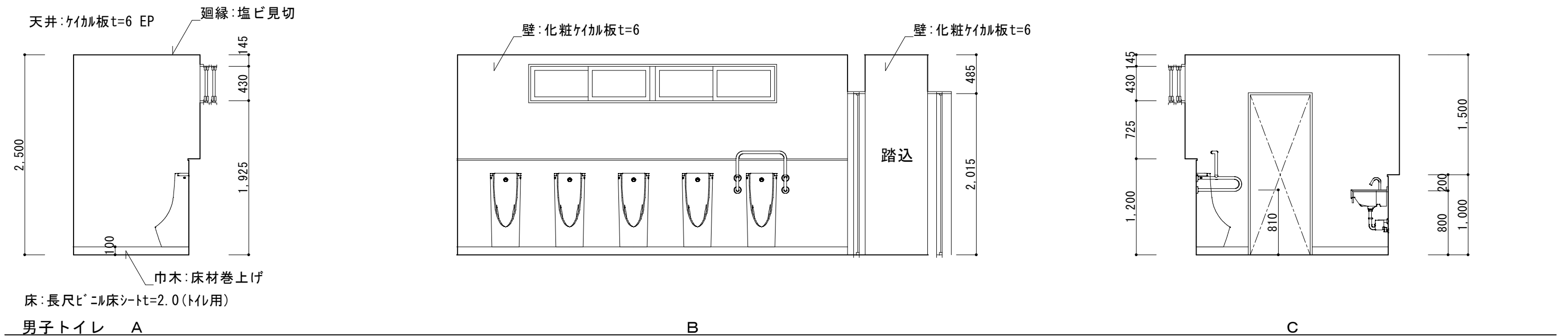
DATE R6・3・

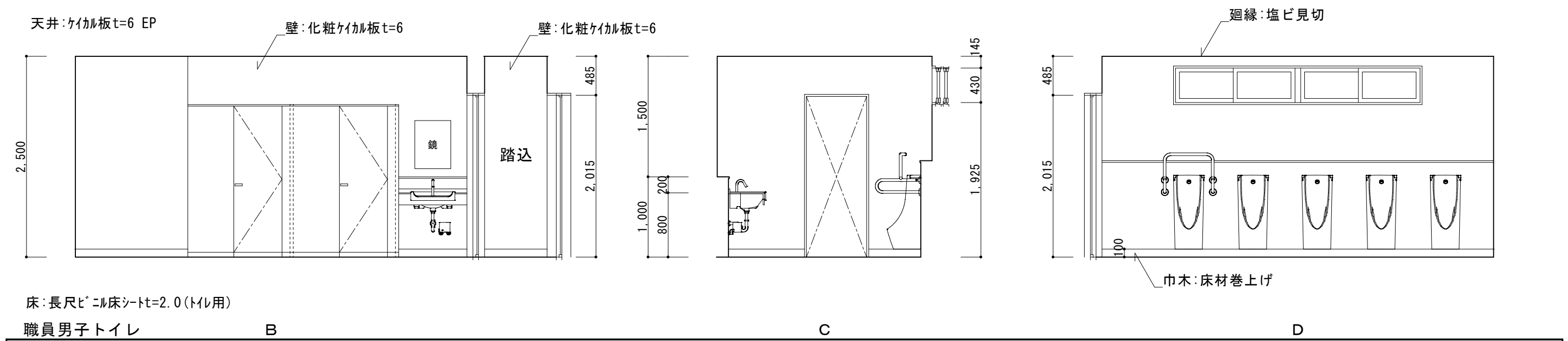
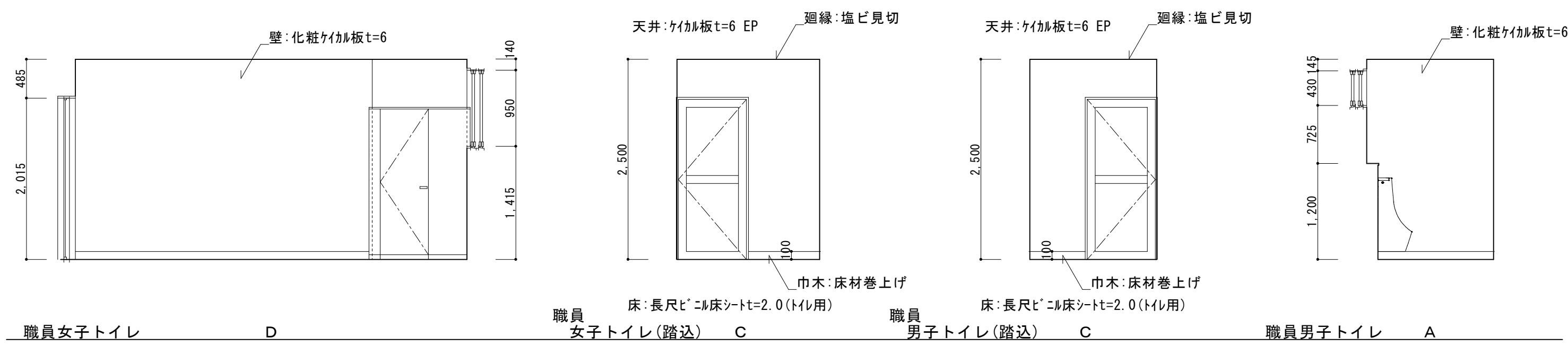
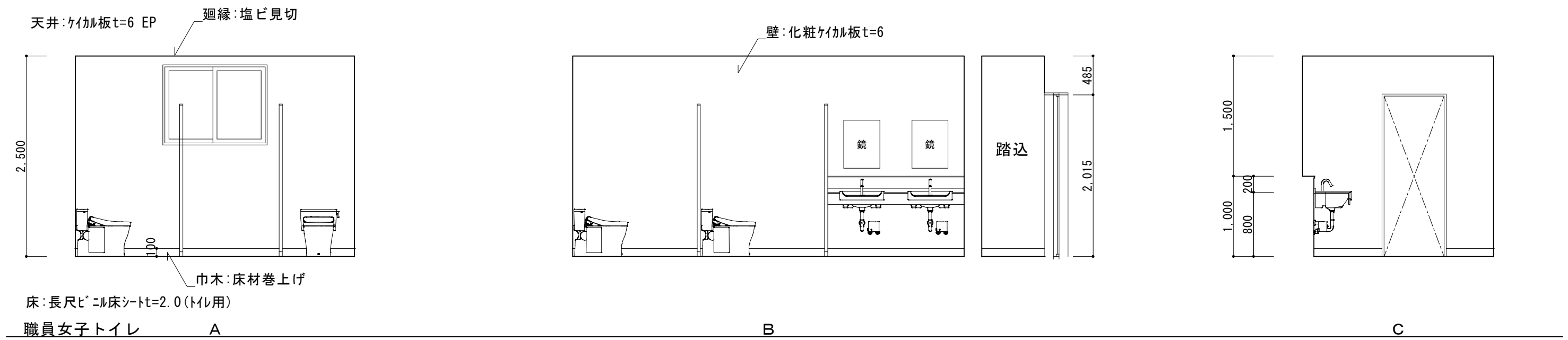
SCALE A3: 1/50

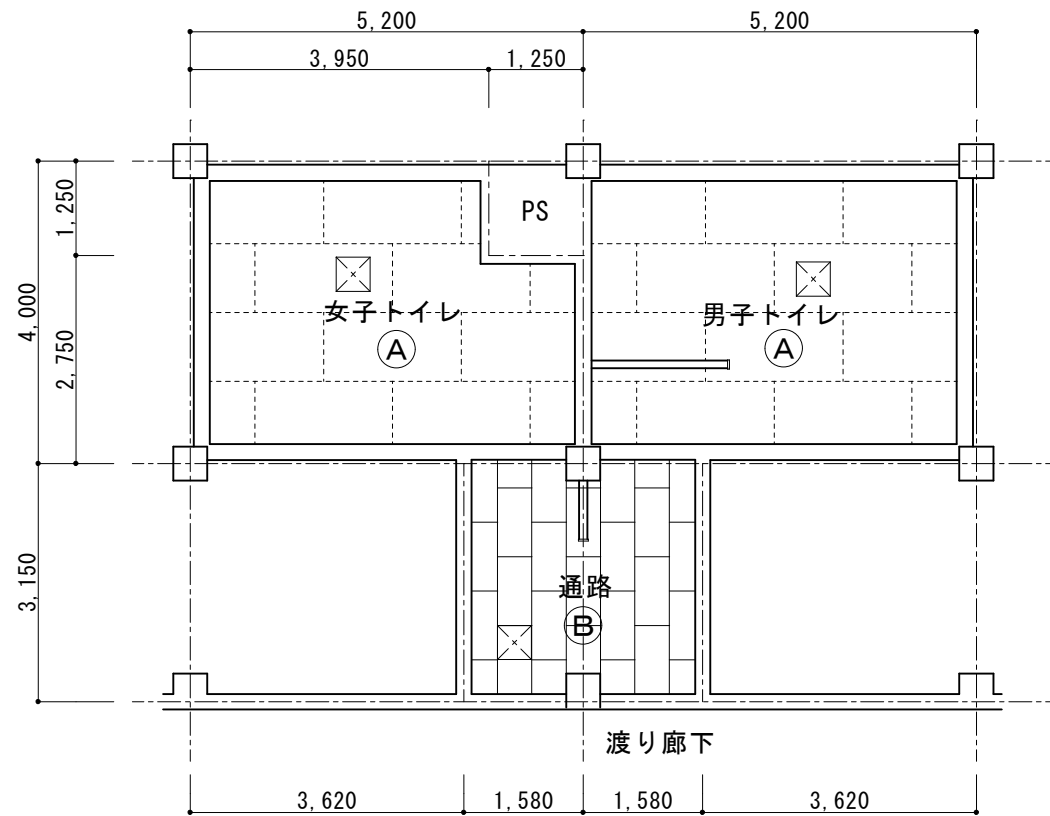
SHEET NO.

A-09

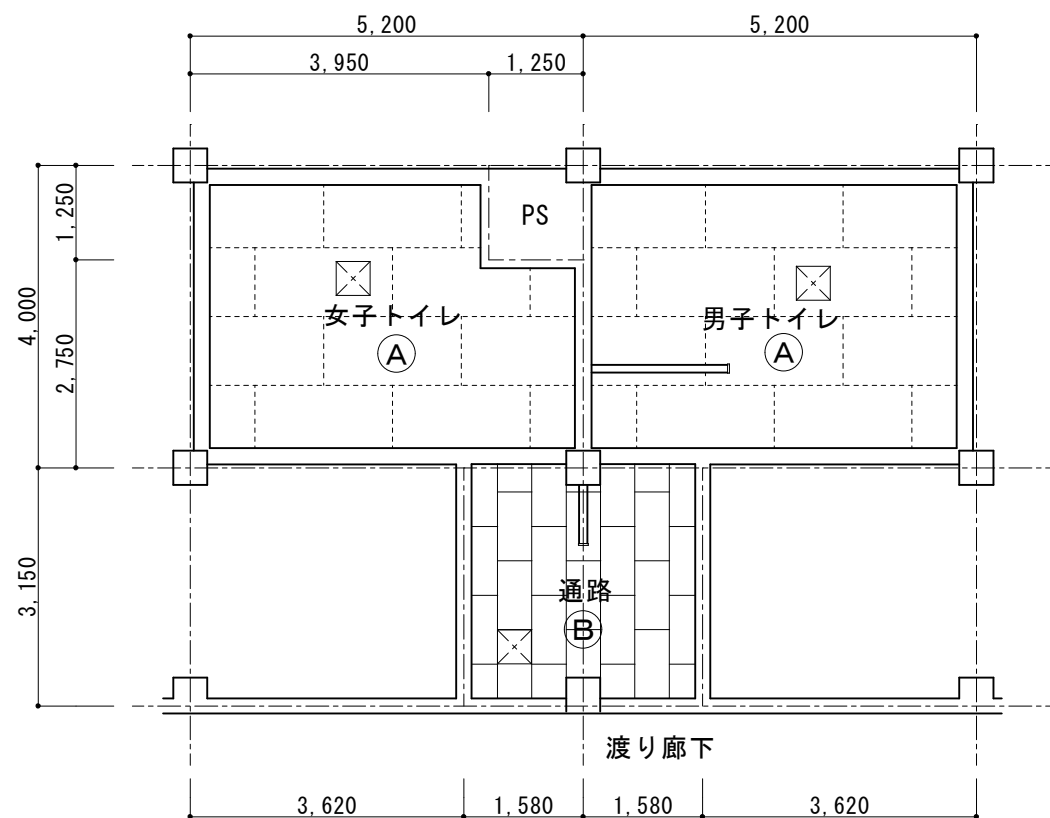
[西トイレ棟]改修平面図



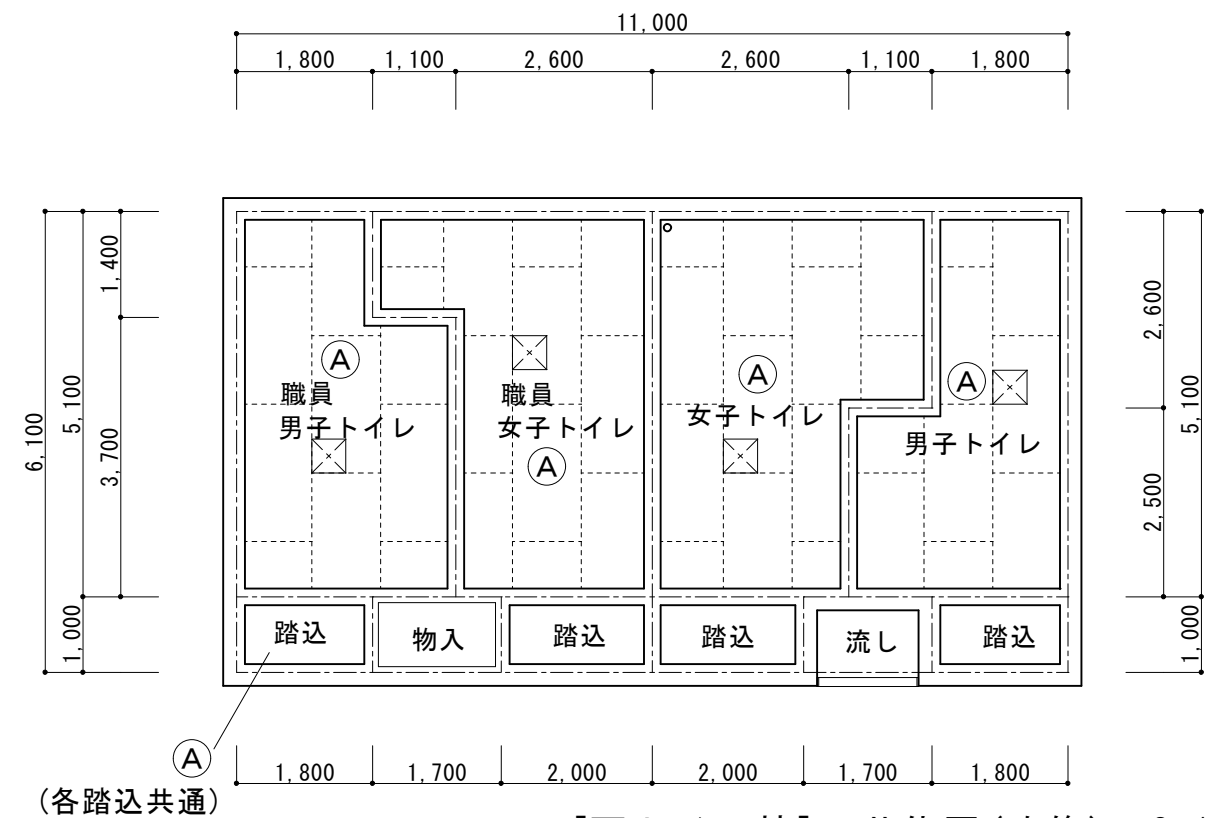




[東トイレ棟] 2階天井伏図(改修) S=1/100



[東トイレ棟] 1階天井伏図(改修) S=1/100



[西トイレ棟] 天井伏図(改修) S=1/50

※本館教室棟:天井点検口2か所

凡 例

Ⓐ: ケイカル板t=6 EP塗

(Vカット突付目地処理)

Ⓑ: 化粧石膏ボード(既存)

⊠: 天井点検口450[□]



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE R6・3・

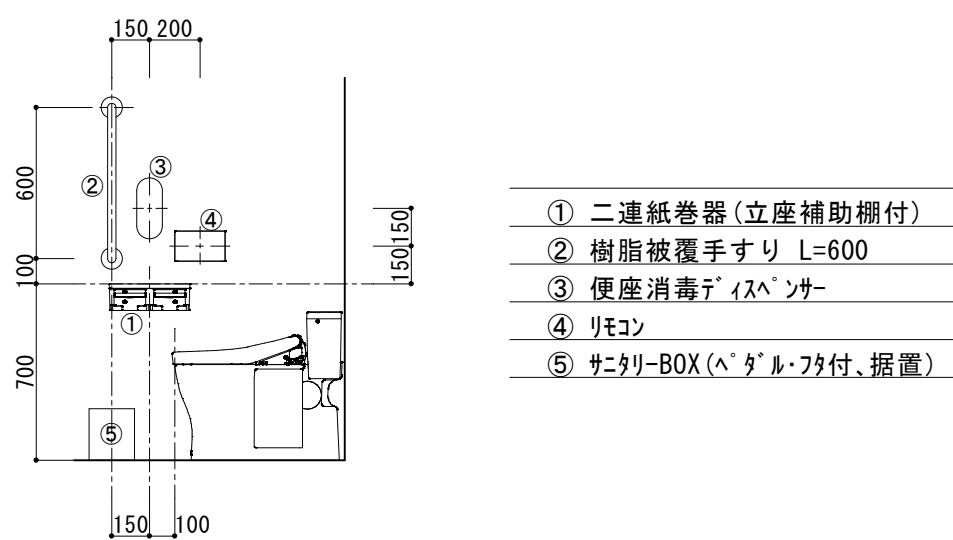
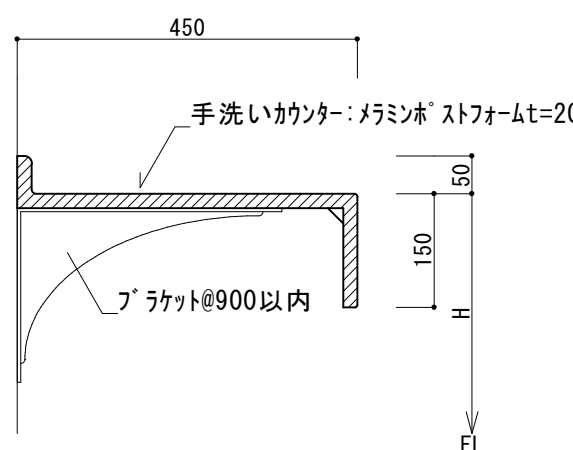
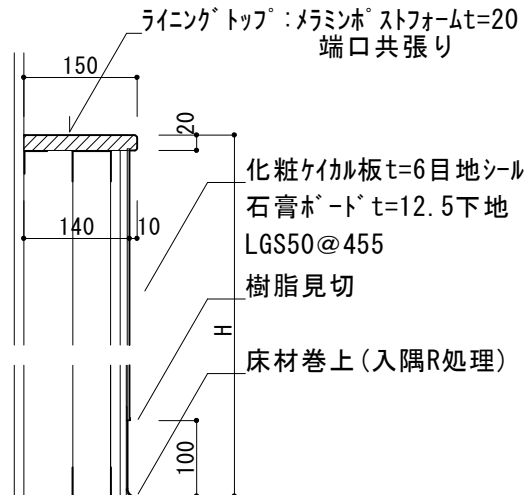
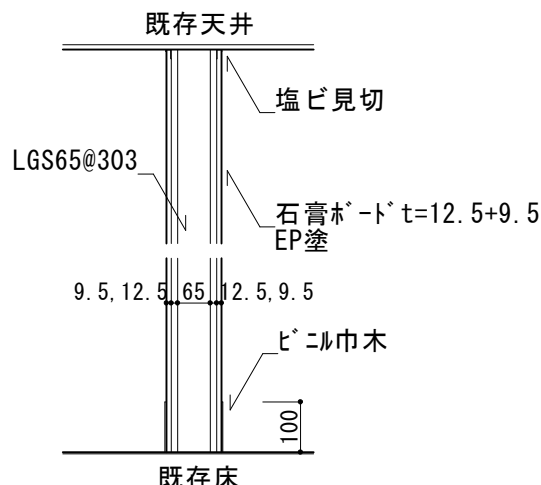
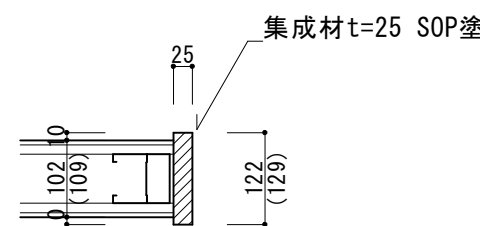
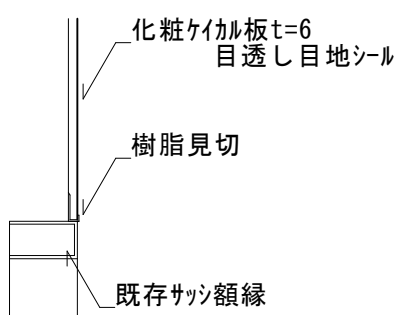
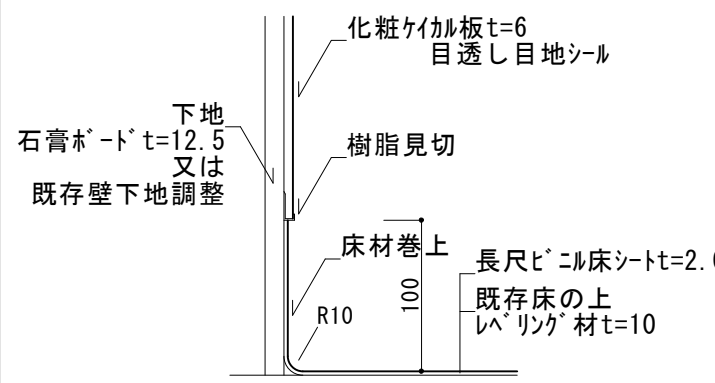
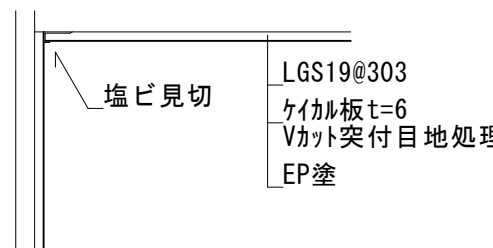
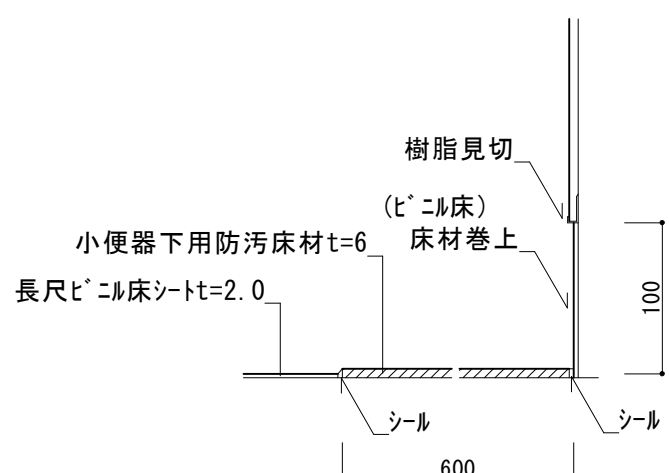
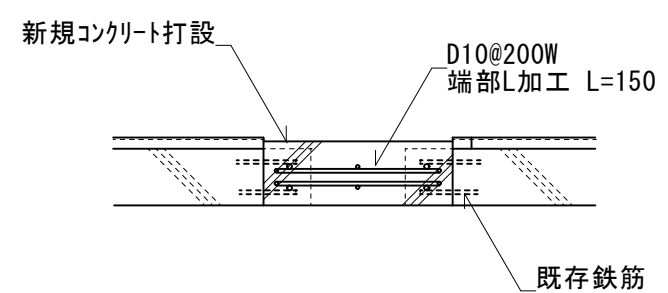
SCALE A3: 1/50

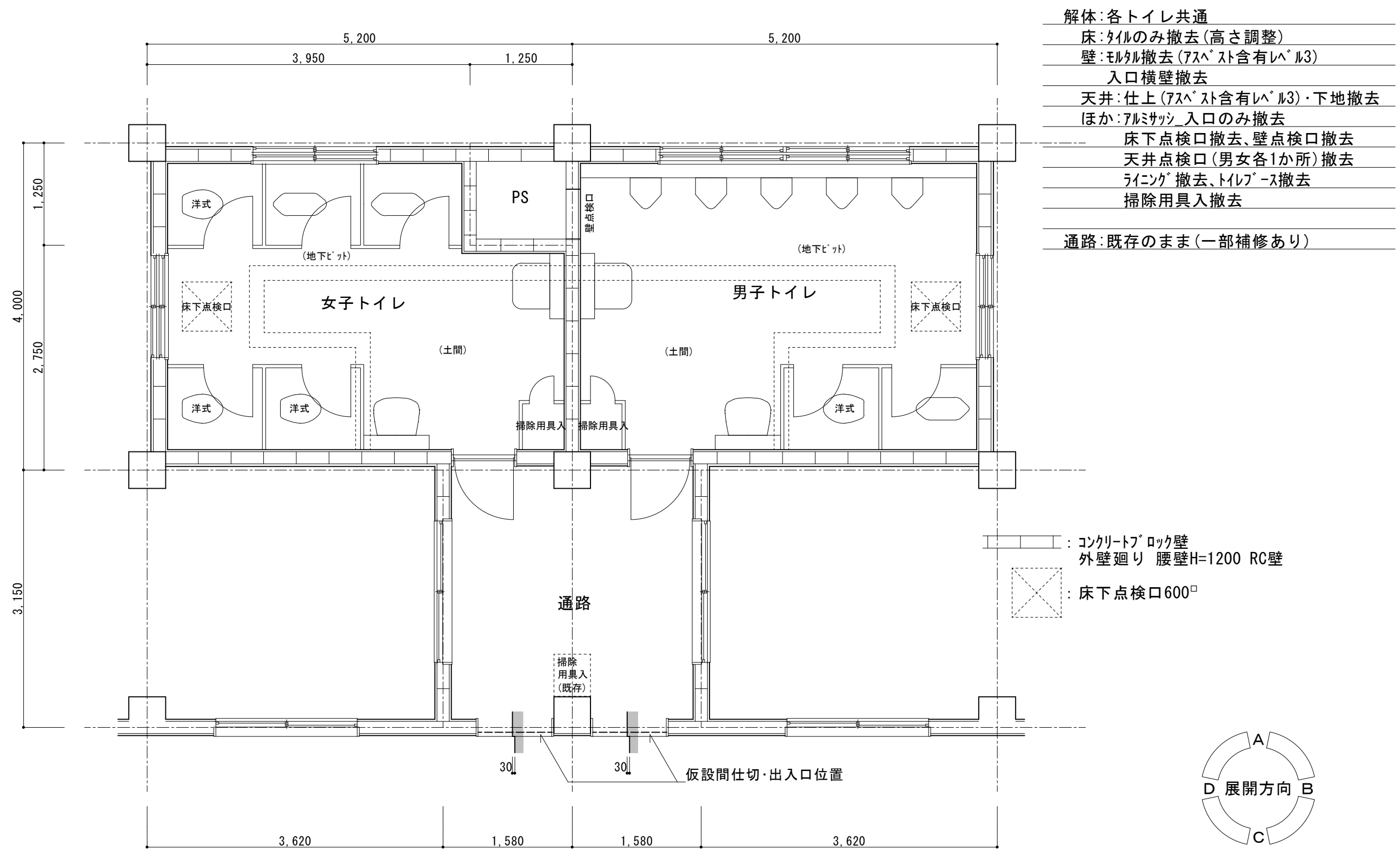
SHEET NO.

A-12

改修天井伏図

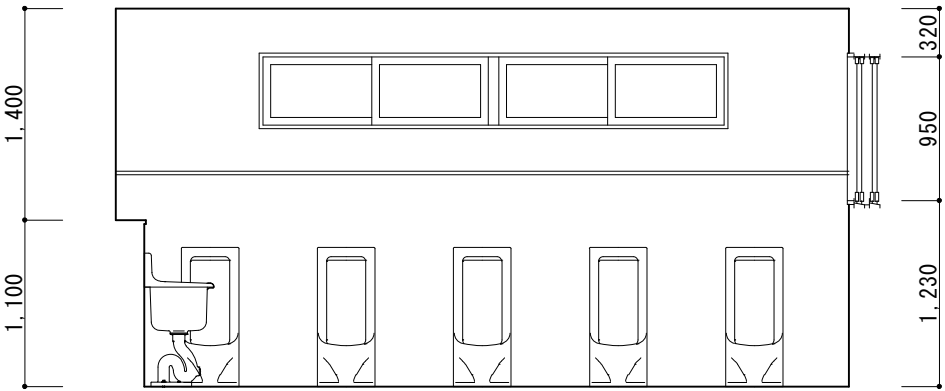
建 具 表		特記事項 ※１：建具の製作に当っては施工図を提出し、監督員の承諾を得て製作の事。※２：建具金物は特記なき場合でも当然必要と認められる場合は、取付の事。※３：開き勝手は平面図による。			
記号・取付場所	① TB東トイレ棟 男子トイレ １・２階	② TB東トイレ棟 男子トイレ １・２階	③ TB東トイレ棟 女子トイレ １・２階	④ TB東トイレ棟 女子トイレ １・２階	
姿 図 ・ 寸 法	W=1,925 D=1,590 H=1,900 	W=790 D=890 H=1,900 	W=2,865 D=1,590 H=1,900 	W=1,780 D=940 H=1,900 	
形 式 ・ 数 量	トイレース 2	トイレース 2	トイレース 2	トイレース 2	
仕 上	高圧メラミン化粧板+木質ﾊﾟﾈﾙt=9 フラッシュ カラー:壁=ﾓﾓﾄ系、扉=原色・ﾊﾟｽﾃﾙｶｰ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	
ガ ラ ス					
金 物	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	ケースﾊﾝﾄﾞﾙ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	
建具見込・枠見込	40 扉:常開	40 扉:常開	40 扉:常開	40 扉:常開	
備 考	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	
記号・取付場所	⑤ TB東トイレ棟 女子トイレ １・２階	⑥ TB西トイレ棟 男子トイレ	⑦ TB西トイレ棟 女子トイレ	⑧ TB西トイレ棟 女子・職員女子トイレ	
姿 図 ・ 寸 法	W=940 D=890 H=1,900 	W=1,430 D=1,090 H=1,900 	W=2,465 D=1,340 H=1,900 	W=3,180 D=940 H=1,900 	
形 式 ・ 数 量	トイレース 2	トイレース 1	トイレース 1	トイレース 各 1 合計 2 (TB8' : 左右反転)	
仕 上	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	
ガ ラ ス					
金 物	ケースﾊﾝﾄﾞﾙ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	
建具見込・枠見込	40 扉:常開	40 扉:常開	40 扉:常開	40 扉:常開	
備 考	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	
記号・取付場所	⑨ TB西トイレ棟 職員女子トイレ	⑩ TB西トイレ棟 職員男子トイレ		① WD東トイレ棟 １・２階	改修 AD西トイレ棟 トイレ入口
姿 図 ・ 寸 法	W=1,265 D=240 H=1,900 1,180 	W=2,630 D=1,090 H=1,900 		W=920 H=2,000 150 120:引残し 	
形 式 ・ 数 量	トイレース 1	トイレース 1		片引き戸 4	片開き戸 4
仕 上	TB1に同じ カラー:TB1に同じ	TB1に同じ カラー:TB1に同じ		高圧メラミン化粧板+木質ﾊﾟﾈﾙt=9 フラッシュ カラー:	ｱﾙﾐ
ガ ラ ス				型ﾎﾟﾘｶ	
金 物	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り	表示付スライドﾎﾟｰﾙﾄ、ｸﾞﾚﾋﾞﾃｲﾋﾞﾝｼﾞ、ﾌｯｸ付戸当り		ﾄﾞｱﾊﾝﾄﾞﾙ、ｸﾛｰｻﾞｰ付ﾊﾝｶﾞｰ金物、戸先ｸｯｼｮﾝｺﾞﾑ	ﾄﾞｱﾊﾝﾄﾞﾙ取付 トﾞｱﾉﾌﾞ撤去補修
建具見込・枠見込	40 扉:常開	40 扉:常開		40	
備 考	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)	ｱﾙﾐｴｯｼﾞ巾木ﾀｲﾌﾟ(指挟み防止仕様)		製作 自閉装置ｴﾝﾄﾞｽﾄｯﾊﾟｰ付	

建 具 表															
1	ﾌﾟｰｽ内機器位置 S=1/30			1/30		2	手洗いカウンター		1/10	3	ラインｸﾞ		1/10		
 ① 二連紙巻器(立座補助棚付) ② 樹脂被覆手すり L=600 ③ 便座消毒ﾃﾞｨｽﾍﾟﾝｻｰ ④ リﾓｺﾝ ⑤ ｻﾆﾀﾘ-BOX(ﾊﾞﾀﾙ・ﾌﾀ付、据置)						 手洗いカウンター: ﾏﾞﾗﾐﾆｳﾑ ﾏﾞｽﾄﾌｫｰﾑ t=20 ﾌﾞﾗｹｯﾄ @900以内					 ラインｸﾞ ﾄｯﾌﾟ: ﾏﾞﾗﾐﾆｳﾑ ﾏﾞｽﾄﾌｫｰﾑ t=20 端 口 共 張 り 化粧ｹｲｶﾙ板 t=6 目地ｼｰﾙ 石膏ﾎｰﾄﾞ t=12.5 下地 LGS50 @ 455 樹脂見切 床材巻上(入隅R処理)				
4	軽間壁		1/15	5	入口袖壁		1/15	6	壁端部見切		1/10	7	ｻｯｼﾝ廻り		1/5
 化粧ｹｲｶﾙ板 t=6 目透し目地ｼｰﾙ 石膏ﾎｰﾄﾞ t=12.5 LGS65 @ 455				 既存天井 塩ﾋﾞ見切 LGS65 @ 303 石膏ﾎｰﾄﾞ t=12.5+9.5 EP塗 ﾋﾞﾆﾙ巾木 既存床				 集成材 t=25 S0P塗				 化粧ｹｲｶﾙ板 t=6 目透し目地ｼｰﾙ 樹脂見切 既存ｻｯｼﾝ額縁			
8	壁、床、巾木		1/5	9	天井、廻縁		1/5	10	小便器下用防汚床材		1/5	11	和便器撤去穴補修		1/20
 化粧ｹｲｶﾙ板 t=6 目透し目地ｼｰﾙ 樹脂見切 床材巻上 長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0 既存床の上 ﾍﾞﾘﾝｸﾞ 材 t=10				 塩ﾋﾞ見切 LGS19 @ 303 ｹｲｶﾙ板 t=6 Vｶｯﾄ突付目地処理 EP塗				 小便器下用防汚床材 t=6 樹脂見切 (ﾋﾞﾆﾙ床) 床材巻上 長尺ﾋﾞﾆﾙ床ｼｰﾄ t=2.0 ｼｰﾙ				 新規ｺﾝｸﾘｰﾄ打設 D10 @ 200W 端部L加工 L=150 既存鉄筋			



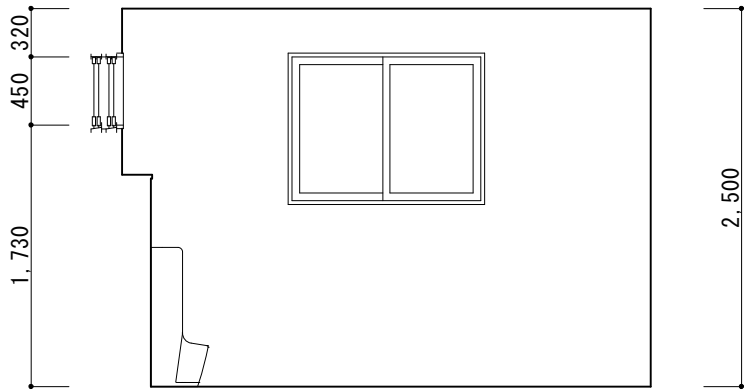
[東トイレ棟] 1階平面図(既存) S=1/50

※撤去部分は平面図参照

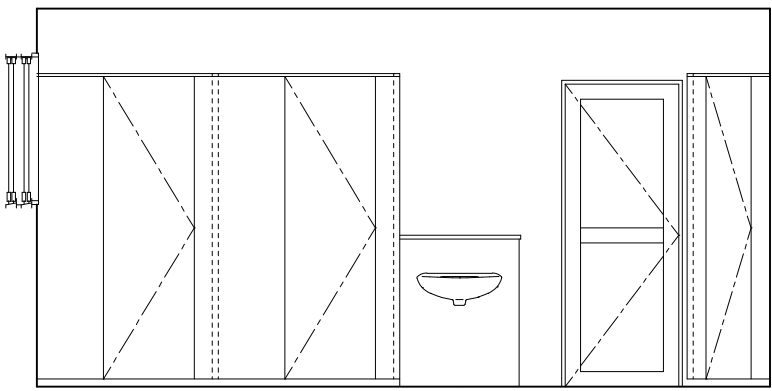


男子トイレ

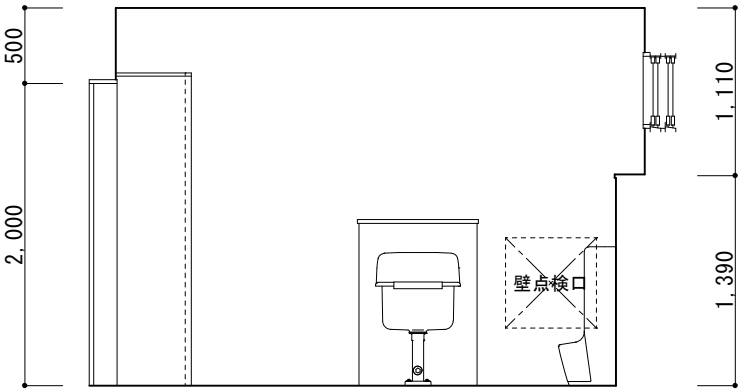
A



B

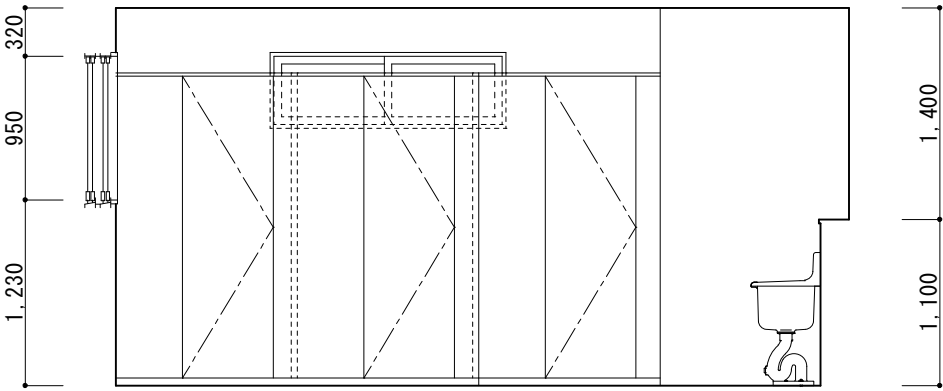


C



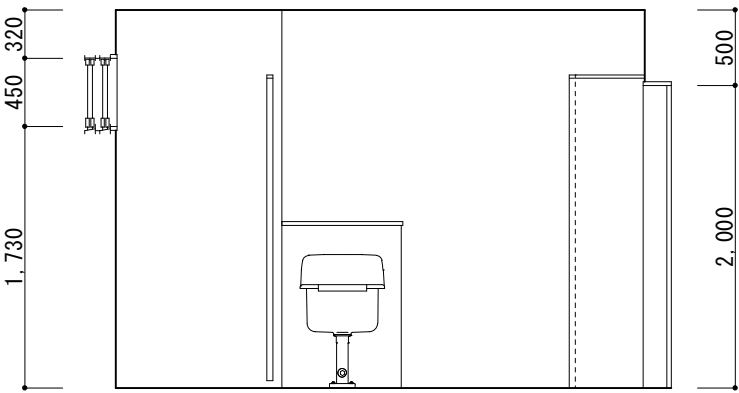
男子トイレ

D



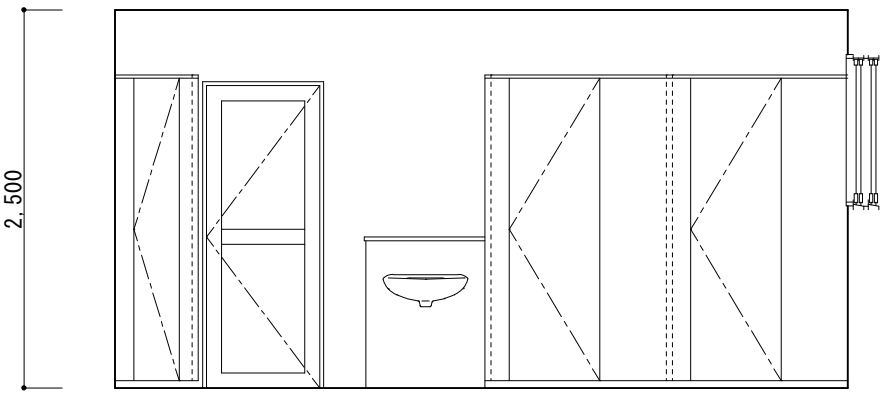
女子トイレ

A

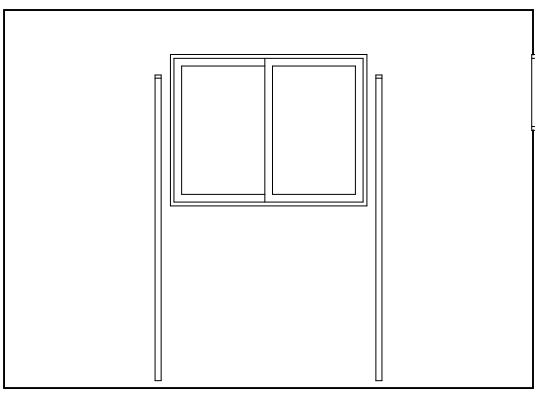


女子トイレ

B



C



D



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE

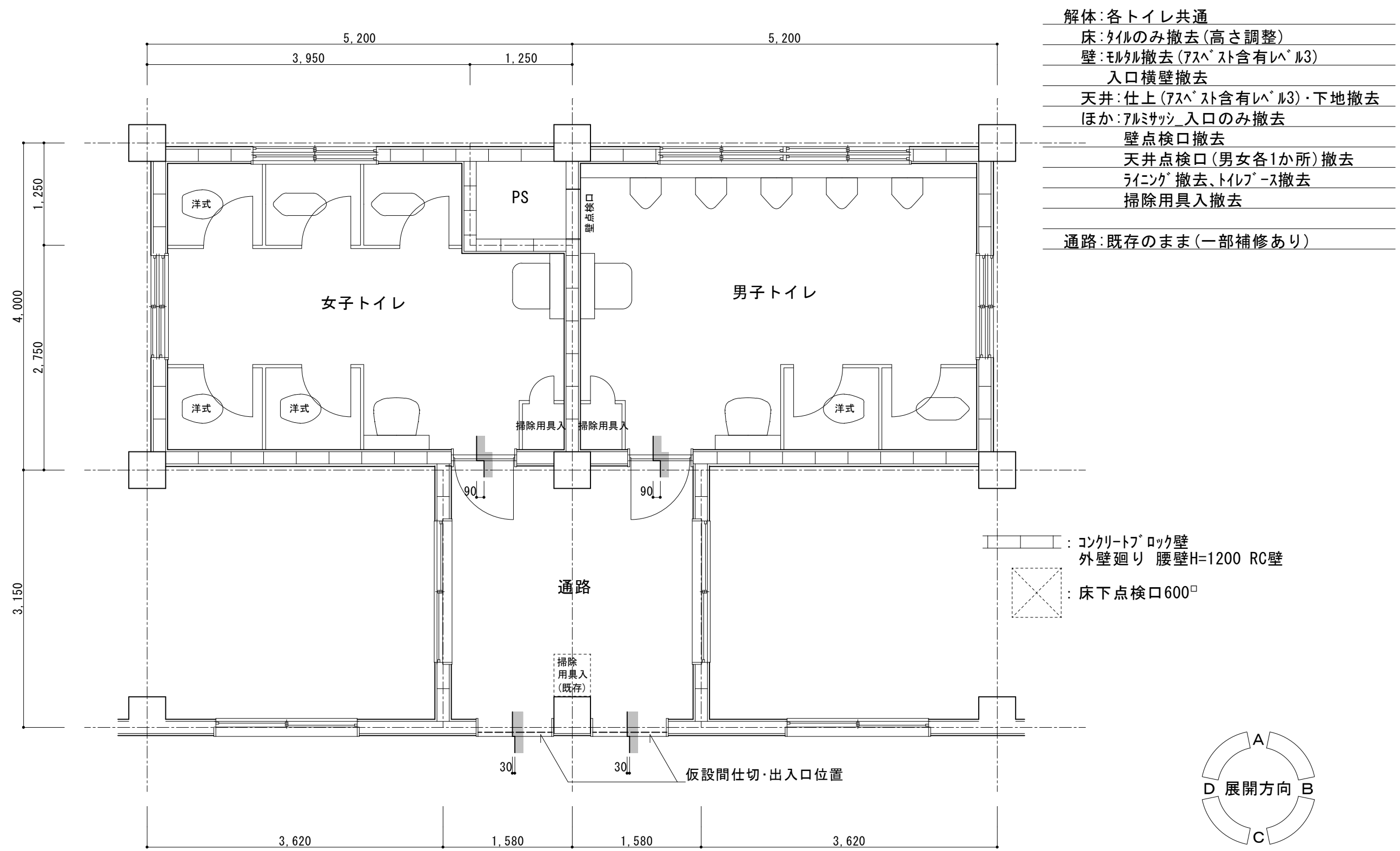
R6 ・ 3 ・

SCALE

A3: 1/50

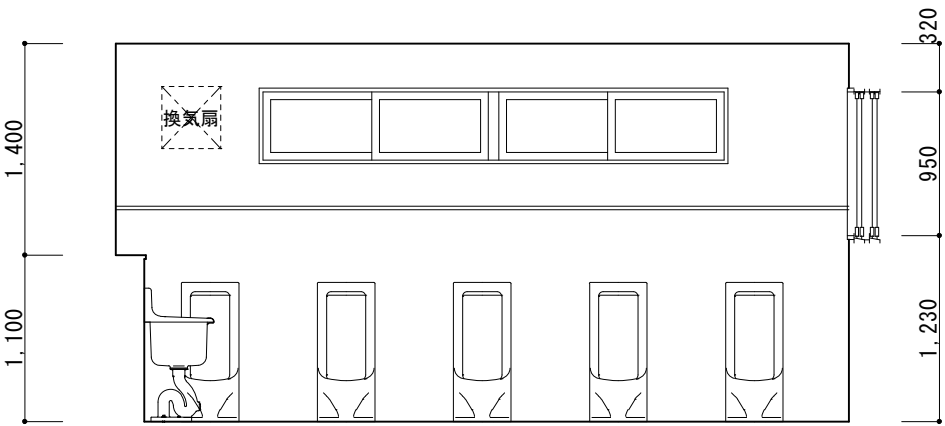
SHEET NO.

A - 1 6



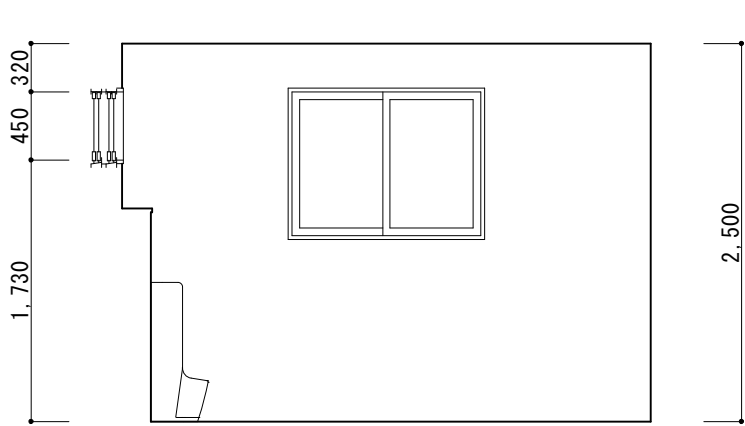
[東トイレ棟] 2階平面図(既存) S=1/50

※撤去部分は平面図参照

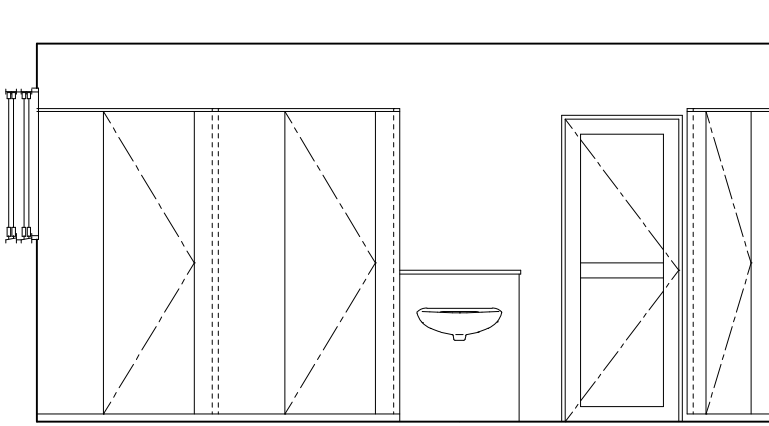


男子トイレ

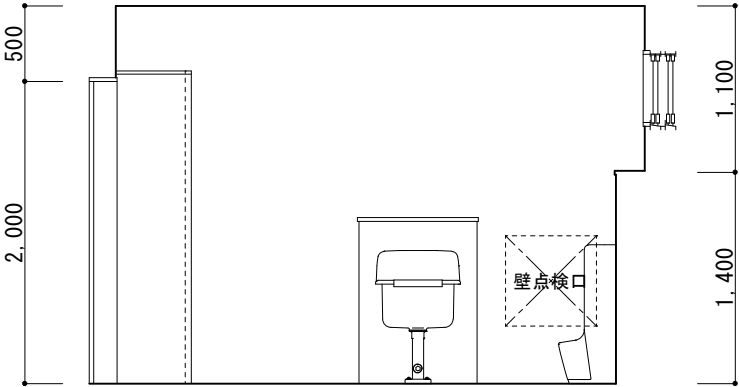
A



B

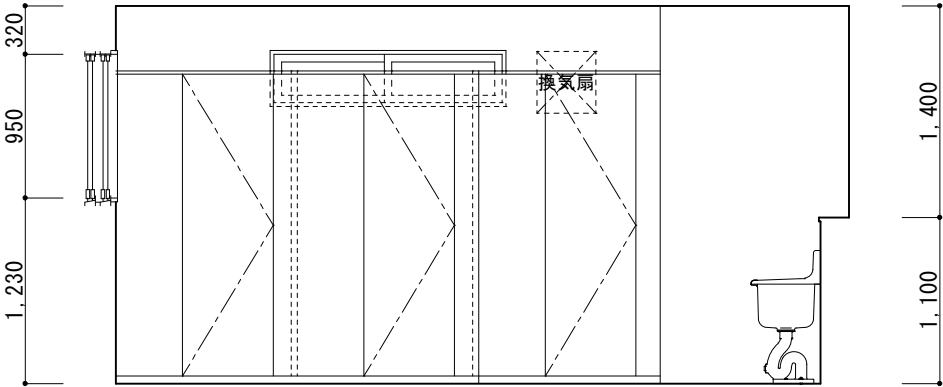


C



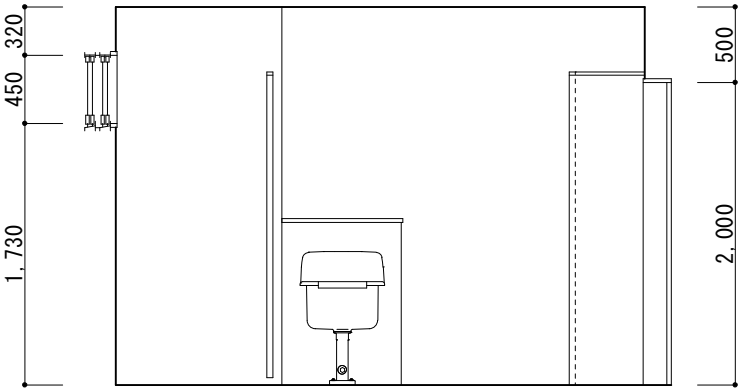
男子トイレ

D



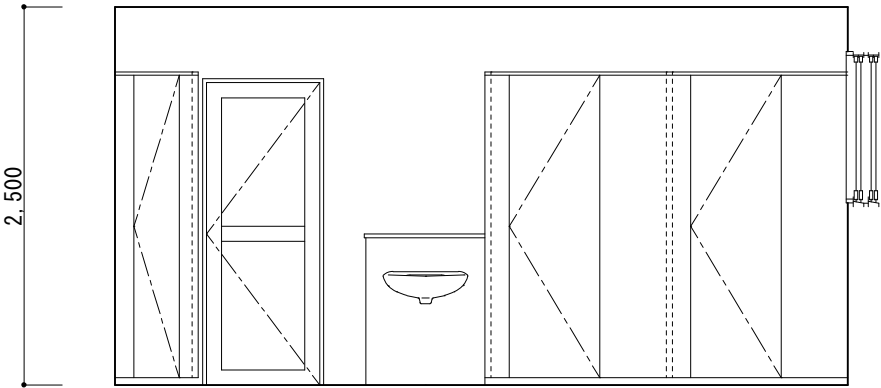
女子トイレ

A

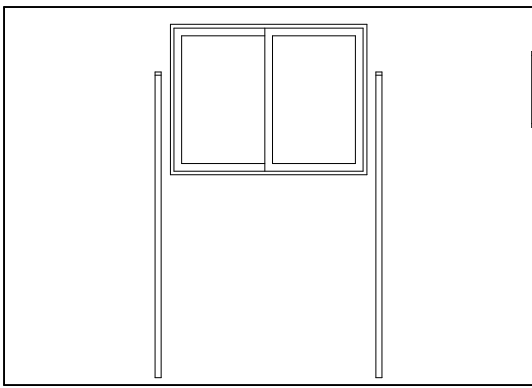


女子トイレ

B



C



D



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE

R6 ・ 3 ・

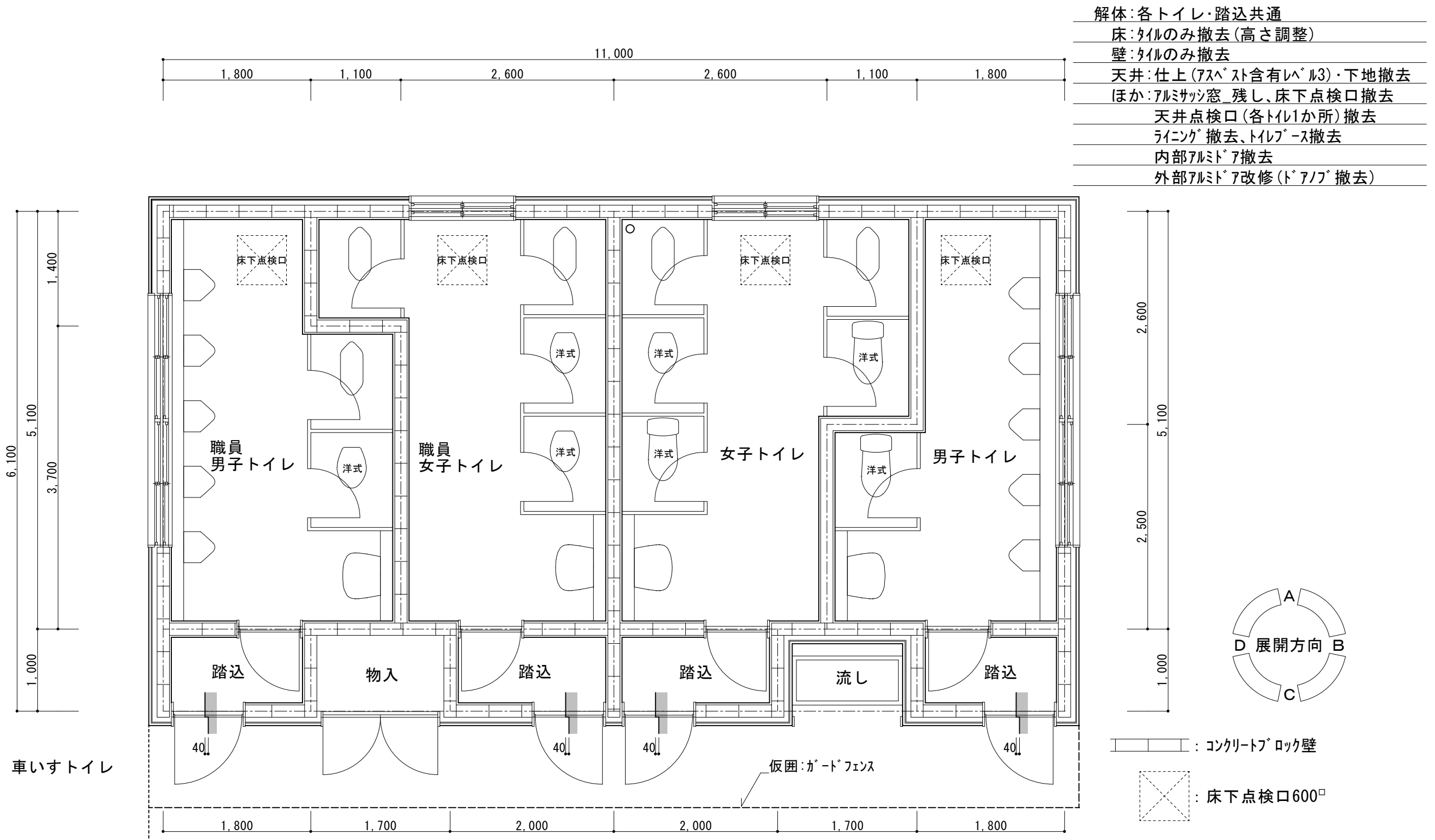
SCALE

A3: 1/50

SHEET NO.

A - 1 8

[東トイレ棟]既存2階展開図・撤去図



[西トイレ棟]平面図(既存) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE R6・3・

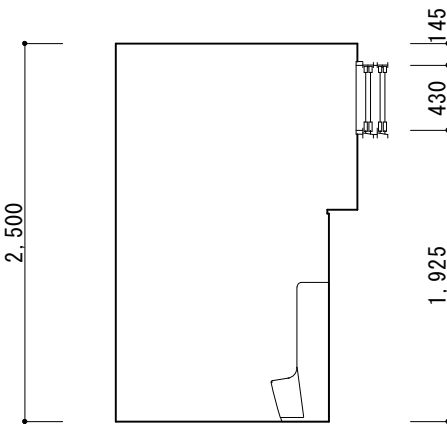
SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

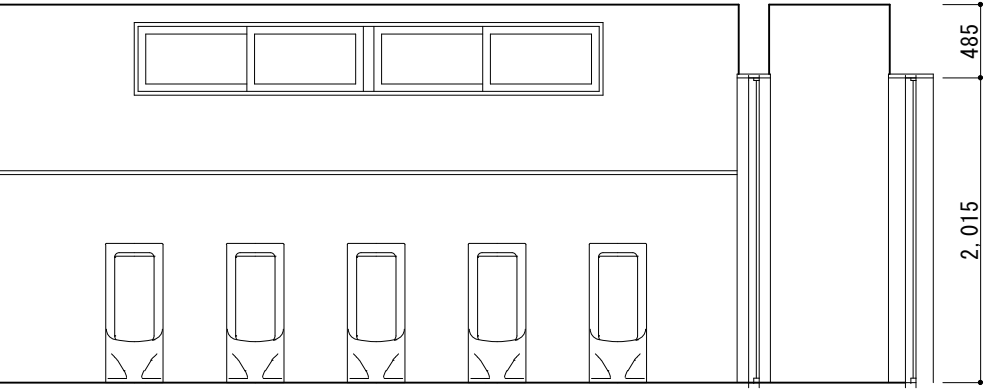
A-19

[西トイレ棟]既存平面図・撤去図

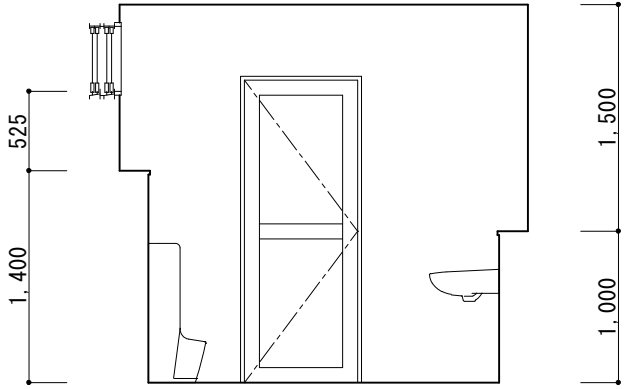
※撤去部分は平面図参照



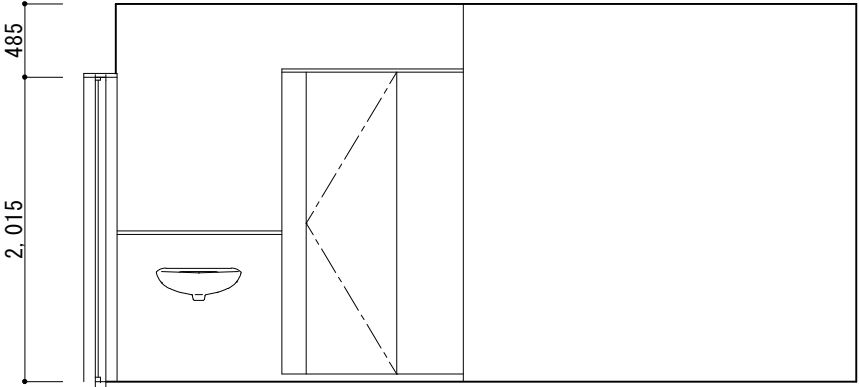
男子トイレ A



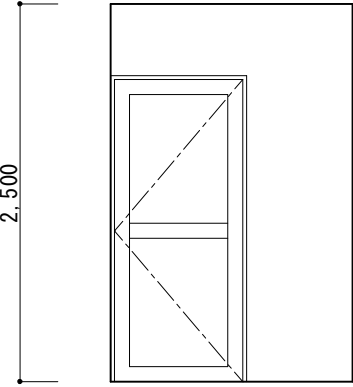
B



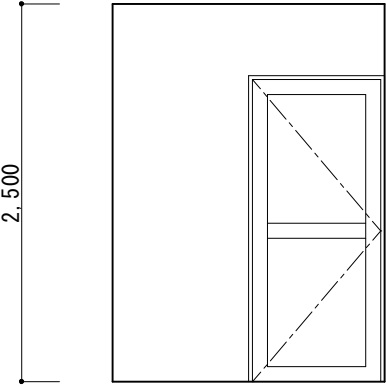
C



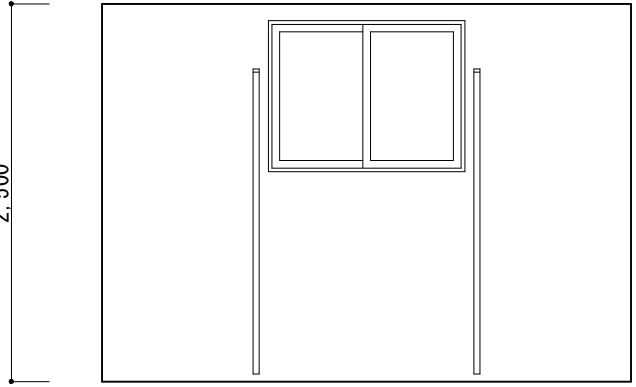
男子トイレ D



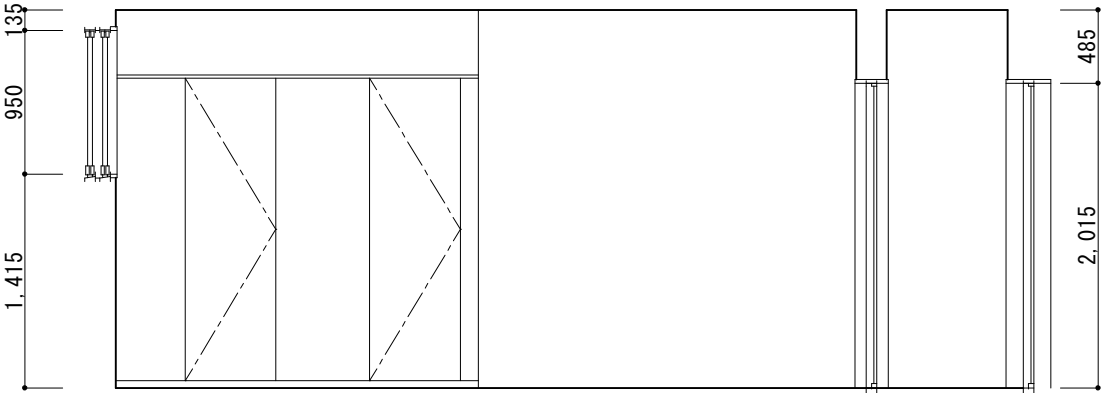
男子トイレ(踏込) C



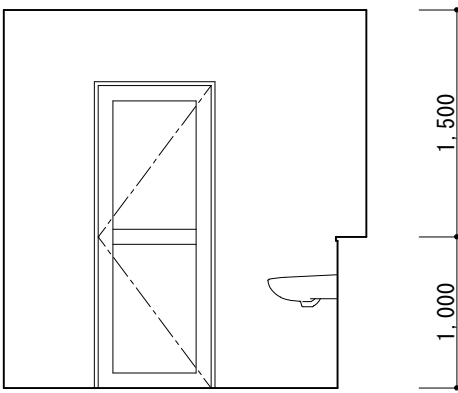
女子トイレ(踏込) C



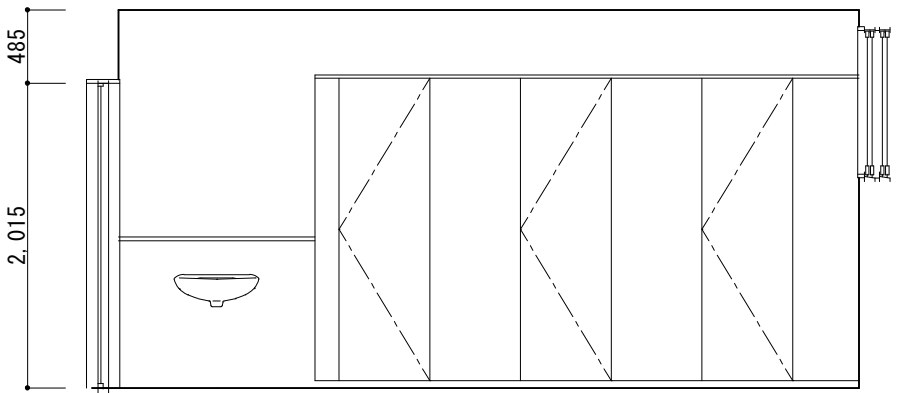
女子トイレ A



女子トイレ B



C



D



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE

R6 ・ 3 ・

SCALE

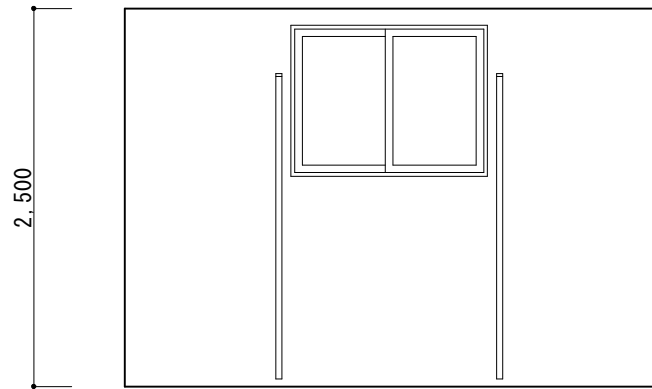
A3: 1/50

SHEET NO.

A - 2 0

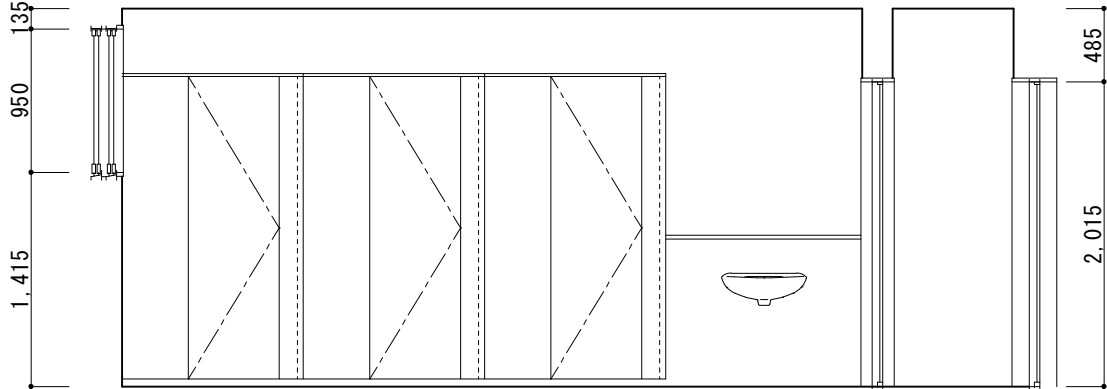
[西トイレ棟]既存展開図・撤去図 1

※撤去部分は平面図参照

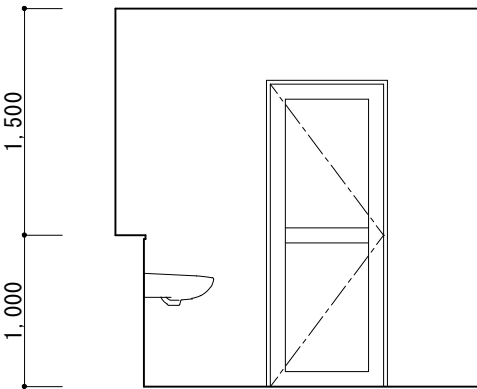


職員女子トイレ

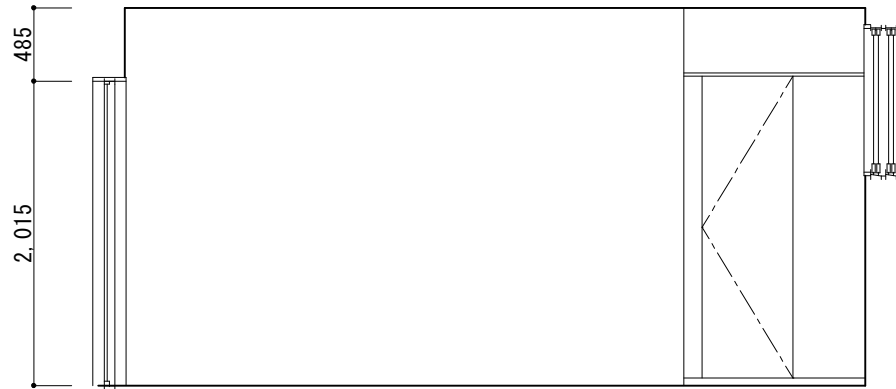
A



B

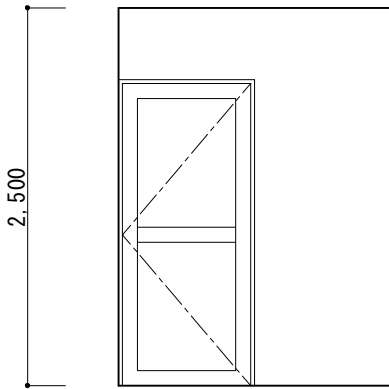


C



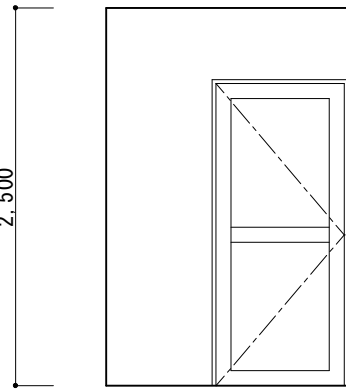
職員女子トイレ

D



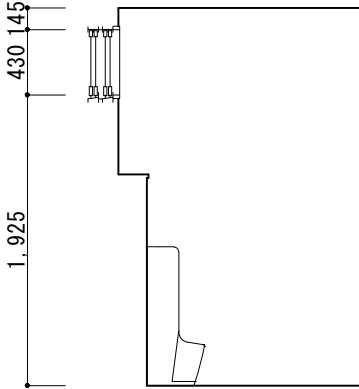
職員
女子トイレ(踏込)

C



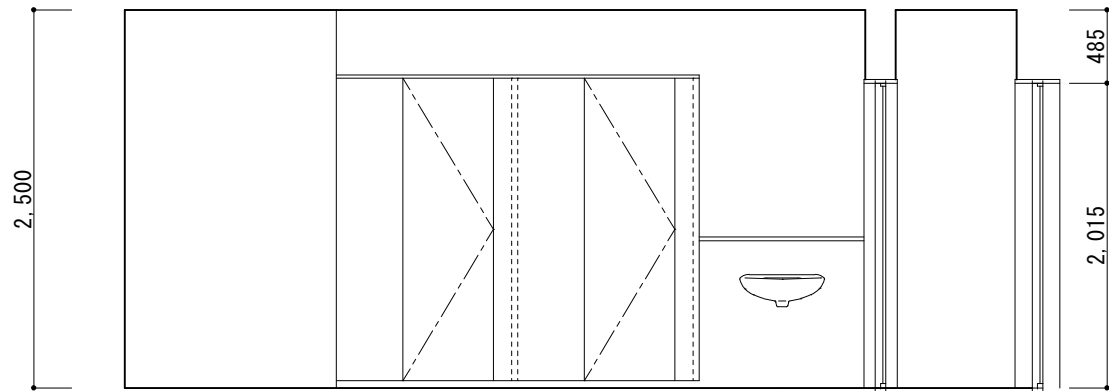
職員
男子トイレ(踏込)

C



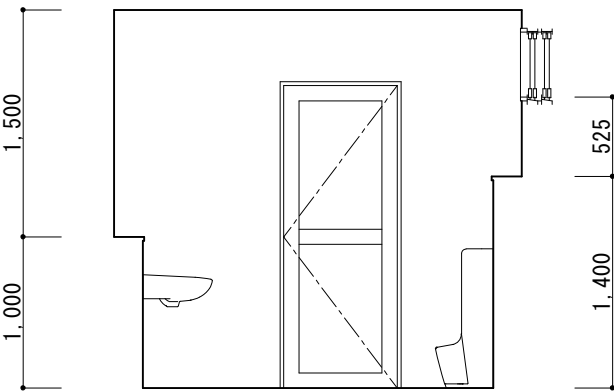
職員男子トイレ

A

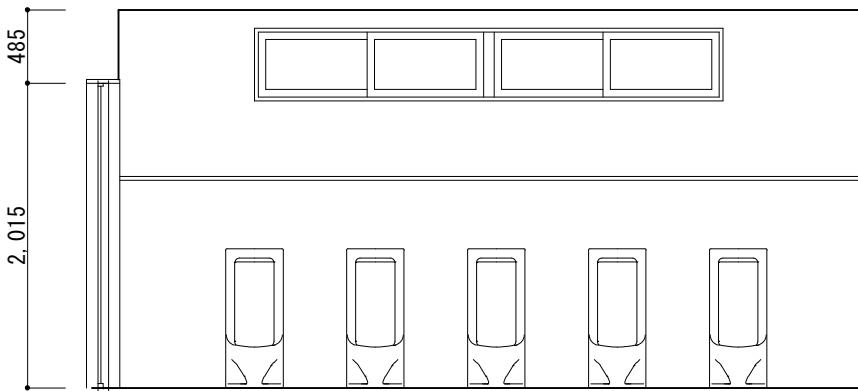


職員男子トイレ

B



C



D



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE

R6 ・ 3 ・

SCALE

A3: 1/50

SHEET NO.

A - 2 1

[西トイレ棟]既存展開図・撤去図 1

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事 電気設備工事

I 工 事 概 要

1 工 事 場 所	下高井郡木島平村大字穂高2975
-----------	------------------

2 建 物 概 要

建 物 名 称	構 造	階 数	延 面 積（㎡）	消防法施行令 別表第一の区分	備 考
東トイレ棟	R C	2	74.74		
西トイレ棟	C B	1	67.1		
合計			141.84		

3 工 事 種 目 ●印を付けたものを適用する。

工 事 種 目	項 目	建 物 別 及 び 屋 外			
		東トイレ棟	西トイレ棟	〇〇棟	〇〇棟
電 灯 設 備		●－式	●－式	〇－式	〇－式
動 力 設 備	幹線、分岐	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
電 熱 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
雷 保 護 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
受 変 電 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
電 力 貯 蔵 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
静 止 形 電 源 設 備	直流電源装置	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
発 電 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
構内情報通信網設備	LAN用配管	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
構 内 交 換 設 備	電話設備	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
情 報 表 示 設 備	時計設備	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
映 像 ・ 音 響 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
監 視 カ メ ラ 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
誘 導 支 援 設 備	インターホン・トイレ呼出し設備	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
テレビ共同受信設備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
監 視 カ メ ラ 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
駐 車 場 管 制 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
防犯・入退室管理設備	予備配管	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
自動火災報知設備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
自動閉鎖設備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
非常警報設備	非常放送装置	〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
ガス漏れ警報設備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
中央監視制御設備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
構 内 配 電 線 路		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
構 内 通 信 線 路		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式
昇 降 機 設 備		〇－式	〇－式	〇－式	〇－式

II 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
〇〇〇〇設計事務所	〇〇 〇〇

主任担当技術者	担当技術者
意匠担当	
〇〇〇〇設計事務所 氏名	〇〇〇〇設計事務所 氏名
	〇〇〇〇設計事務所 氏名
構造担当	
〇〇〇〇設計事務所 氏名	〇〇〇〇設計事務所 氏名
	〇〇〇〇設計事務所 氏名
積算担当	
〇〇〇〇設計事務所 氏名	〇〇〇〇設計事務所 氏名
	〇〇〇〇設計事務所 氏名
電気設備担当	
〇〇〇〇設計事務所 氏名	〇〇〇〇設計事務所 氏名
	〇〇〇〇設計事務所 氏名
機械設備担当	
〇〇〇〇設計事務所 氏名	〇〇〇〇設計事務所 氏名
	〇〇〇〇設計事務所 氏名

III 工 事 仕 様

1 共 通 仕 様

- 図面及び特記仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁営繕部の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。)及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。)による。
- 機械設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、機械設備工事及び建築工事はそれぞれの工事仕様書を適用する。

2 特 記 仕 様

特記仕様は別紙「特記仕様書（共通事項）」によるほか次の各項目による。

- 項目は、番号に〇印の付いたものを適用する。
- 特記事項は、〇印の付いたものを適用する。

項 目	特 記 事 項																				
①機 材 等	本工事に使用する設備機材等は、設計図書に規定するもの又は、これらと同等なものとする。ただし、これらと同等のものとする場合は、監督職員の承諾を受ける。																				
②機材の品質・性能証明	下表に示す材料・機材等（〇印のもの）の製造者等は次の1)から6)のすべての事項を満たすものとし、この証明となる資料または外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督員の承諾を受ける。 <table><tr><th>材 料 ・ 機 材 名</th><th>材 料 ・ 機 材 名</th></tr><tr><td>・</td><td>・ 電気錠</td></tr><tr><td>・</td><td></td></tr><tr><td>・</td><td>○ その他、監督員の指示によるもの</td></tr><tr><td>○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材</td><td></td></tr></table> - 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 - 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 - 安定的な供給が可能であること。 - 法令等が定める場合は、その許可・認可・認定または免許を取得していること。 - 製造または施工の実績があり、その信頼性があること。 - 販売、保守等の営業体制が整えられていること。	材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名	・	・ 電気錠	・		・	○ その他、監督員の指示によるもの	○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材											
材 料 ・ 機 材 名	材 料 ・ 機 材 名																				
・	・ 電気錠																				
・																					
・	○ その他、監督員の指示によるもの																				
○ (一社)公共建築協会による「建築材料・機材等品質性能評価事業」における評価対象となる電気設備機材																					
3 化学物質を発散する建築材料等	本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の（１）から（５）を満たすものとする。 - 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び塗装は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 - 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びスチレンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 - 接着剤はフタル酸ジ－ｎ－ブチル及びフタル酸ジ－２－エチルヘキシルを含有しない難揮発性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 - 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 - 上記(1)、(3)及び(4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他の什器等は、ホルムアルデヒドを放散しないか、放散が極めて少ないものとする。 なお、ホルムアルデヒドを放散しないものとは放散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの放散が極めて少ないものとは放散量が第三種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとする。 ただし、該当する材料等がない場合は、第三種のものを使用するものとする。 また、「ホルムアルデヒドの放散量」は、次のとおりとする。 <table><tr><th>ホルムアルデヒドの放散量</th><th>該 当 す る 建 築 材 料</th></tr><tr><td rowspan="6">規制対象外</td><td>①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品</td></tr><tr><td>②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td>③下記表示のあるJAS規格品</td></tr><tr><td>a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用</td></tr><tr><td>b 接着剤等不使用</td></tr><tr><td>c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用</td></tr><tr><td rowspan="4">第三種</td><td>d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用</td></tr><tr><td>f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用</td></tr><tr><td>①JIS及びJASの F☆☆☆規格品</td></tr><tr><td></td><td>②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品</td></tr><tr><td></td><td>③旧JISのE〇規格品</td></tr><tr><td></td><td>④旧JASのF〇〇規格品</td></tr></table>	ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料	規制対象外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	③下記表示のあるJAS規格品	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	b 接着剤等不使用	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用	第三種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品		②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品		③旧JISのE〇規格品		④旧JASのF〇〇規格品
ホルムアルデヒドの放散量	該 当 す る 建 築 材 料																				
規制対象外	①JIS及びJASの F☆☆☆☆規格品																				
	②建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品																				
	③下記表示のあるJAS規格品																				
	a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用																				
	b 接着剤等不使用																				
	c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない材料使用																				
第三種	d ホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																				
	e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料使用																				
	f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散させない塗料等使用																				
	①JIS及びJASの F☆☆☆規格品																				
	②建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品																				
	③旧JISのE〇規格品																				
	④旧JASのF〇〇規格品																				
4 施工条件明示項目	○公共建築工事積算基準の解説(設備工編)の「執務並行改修」																				
⑥電気保安技術者	工事現場の電気工作物（電路、自動扉、自動シャッター、電動機等も含む）の保安業務を行うものとする。																				
6 電気工事士	契約電力500kW以上の電気工作物においても、第一種電気工事士により施工を行う。																				
7 実施工程表及び施工計画書	(1) 実施工程表、総合施工計画書は、工事着手に先立ち速やかに提出する。 (2) 工種別の施工計画書は、当該工事に先立ち速やかに提出し、品質計画に係る部分は監督職員の承諾を受けること。																				
⑧使用材料発注先調査	使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を作成し、監督員の承諾を受ける。																				
⑨発生材の処理	使用材料名、製造業者名、発注先等を記載した調査を作成し提出する。 (1)引渡しを要するもの 〇無 ・有（ ） (2)引渡しを要するもの以外 〇構外搬出し、関係法令により適切に処理をする。 (3)特別管理産業廃棄物 ・無 ・有 (PDB使用機器：関係法令により適切に処理し建物管理者に引き渡す。) (4)再利用又は再資源化を図るもの 〇無 ・有（ ・廃棄光管 ・コンクリート・木材・アスファルト・金属くず・ダンボール類） 〇設けない ・設ける（規模： ） ・備品（ ） すべて請負者の負担とする。 構内に作ることが ・できる ・できない ○別契約の関係請負者が設置したものは、無償で使用できる。 ○本工事で設置する。 ○内部仮足場等（ ・架台足場 ・移動式足場 ・移動式室内足場 ・ ） ・外部足場（ ・A種【施工箇所面に枠組足場を設ける。】 ・B種【施工箇所面に単管足場を設ける。】 ・C種【仮設ゴンドラを使用する。】 ・D種【移動式足場を使用する。】 ） 13 工事用電力・水・その他 本工事に必要な工事用電力、水等の費用及び官公署その他の関係機関への諸手続等に要する費用は請負者の負担とする。																				

項 目	特 記 事 項																																																										
14 工 事 写 真	工事の着手に先立ち、撮影計画の作成を行い、監督職員へ提出すること。																																																										
⑬しゅん工時提出物	標準仕様書及び別表による。																																																										
16 再 使 用 機 器	取外し再使用機器は、原則として清掃及び絶縁抵抗測定を行った後取り付ける。 ただし、絶縁劣化等で使用に耐えない場合は、監督職員に報告する。																																																										
17 耐 震 施 工	設備機器の固定は、「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」・監修（独）建築研究所」による。なお、施工に際し、耐震強度計算書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 (1) 設計用水平地震力 機器の重量〔k e f 〕に、設計用標準水平地震度を乗じたものとする。 なお、特記なき場合、設計用標準水平地震度は次による。 設計用標準水平地震度																																																										
	<table><tr><th rowspan="2">設置場所</th><th rowspan="2">機器種別</th><th colspan="2">○特定の施設</th><th colspan="2">・一般の施設</th></tr><tr><th>重要機器</th><th>一般機器</th><th>重要機器</th><th>一般機器</th></tr><tr><td rowspan="4">上層階、 屋上及び塔屋</td><td>機 器</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>2.0</td><td>1.5</td></tr><tr><td>水槽類（※1）</td><td>2.0</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="4">中 間 階</td><td>防振支持の機器</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.5</td><td>1.0</td></tr><tr><td>水槽類（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td>機 器</td><td>1.0</td><td>0.6</td><td>0.6</td><td>0.4</td></tr><tr><td>防振支持の機器</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr><tr><td rowspan="2">地下・1階</td><td>水槽類（※1）</td><td>1.5</td><td>1.0</td><td>1.0</td><td>0.6</td></tr></table>	設置場所	機器種別	○特定の施設		・一般の施設		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器	上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6	中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6	地下・1階	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6
設置場所	機器種別			○特定の施設		・一般の施設																																																					
		重要機器	一般機器	重要機器	一般機器																																																						
上層階、 屋上及び塔屋	機 器	2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
	防振支持の機器	2.0	2.0	2.0	1.5																																																						
	水槽類（※1）	2.0	1.5	1.5	1.0																																																						
	機 器	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
中 間 階	防振支持の機器	1.5	1.5	1.5	1.0																																																						
	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
	機 器	1.0	0.6	0.6	0.4																																																						
	防振支持の機器	1.0	1.0	1.0	0.6																																																						
地下・1階	水槽類（※1）	1.5	1.0	1.0	0.6																																																						
		（※1）水槽類にはオイルタンク等を含む。 ◎重要機器の定義は次による。 ・受変電設備 ・発電設備 ・直流電源設備 ・交流無停電電源装置 ・交換機 ・自動火災報知受信機 ・中央監視装置 ・ ◎上層階の定義は次による。 2～6階建の場合は最上階、7～9階建の場合は上層2階、 10～12階建の場合は上層3階、13階以上の場合は上層4階とする。 (2) 設計用鉛直地震力 設計用水平地震力の1／2とし、水平地震力と同時に働くものとする。																																																									
18 あと施工アンカー	公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工編）第1編 第2章 第12節による。 確認試験は、 ・性能確認試験（ 本 ） ・施工後確認試験（ 本 ）を確認強度□kNにて行う。																																																										
19 防 火 区 画 等 の 貫 通 処 理	電線等が、防火区画又は防火上主要な間仕切りを貫通する場合の施工状況について、貫通箇所の両面から写真撮影し、工事写真として提出する。																																																										
20 電 線 ・ ケーブル	(1) EM-EEF は紫外線による劣化を抑制する性能を持たせ、「ﾀｲﾅｸﾞｲﾝ EM-EEF」と表記されたものを使用する。 (2) EM-UTP は JIS X 5150「構内情報配線システム」に準じ、絶縁材料及びシースに JIS規格によるEMケーブルの耐燃性ポリエチレンを用いたもの。																																																										
21 予 備 配 管	埋込分電盤からの立上り予備配管は、予備の配線用遮断器4個以下の場合は(25)を1本5個以上の場合は(25)を2本、天井まで立上げる。																																																										
22 呼 び 線	長さ1m以上の入線しない電線管には、1.2mm以上のビニル被覆鉄線を挿入する。																																																										
23 金属製電線管の塗装	下記の露出配管は塗装を行う。 ・屋 外 ・屋 内（ ） ・A種【山砂の類：水締め、機器による締固め】 ・B種【根切り土の中の良質土：機器による締固め】 ・C種【他現場の建設発生土の中の良質土：機器による締固め】 ・D種【再生コンクリート砂：水締め、機器による締固め】 ・配管下部は50mm以上、上部は100mm以上、砂を用いて締固めること。 ・境外搬出処理 ・構内の指定場所に敷き均し																																																										
24 埋 め 戻 し 土																																																											
25 建設発生土の処理	(1) 地中線路には、ケーブル埋設票をもうける。 ・鉄製 ・コンクリート製																																																										
26 ケーブル埋設票	(2) 低圧地中配線にあっても地中線埋設標識シートを敷設する。 (3) 配管埋設幅が750mmを超える場合は、地中線埋設標識シートは2条以上敷設する。																																																										
27 ブ ル ボ ッ ク ス	(1) 露出するブルボックスの本体及びふたの仕上げは、メラミン焼付塗装とする。 (2) 露出するブルボックスのふたの止めねじは化粧ビスとする。																																																										
28 フラッシュプレート	図面に特記あるもの及び特殊なものを除き ・金属製 ・樹脂製																																																										
29 プレートの用途表示	ブルボックス、ジョイントボックス及び機器を実装しないプレートには、用途を明示した略標をつける。																																																										
30 配 線 器 具	タンブラスイッチは運用形とする。 壁付けコンセント(2P15A)は原則として運用形とする。ただし、2口の場合は模式を使用して良い。また(2P15A)以外はすべてキャップ付とする。																																																										
31 機 器 へ の 接 続	本工事の動力制御盤より別途電動機等への配線の接続は本工事とする。																																																										
32 照 度 測 定	・ 測定場所： ・ 各室（測定箇所数 5箇所） ・ 廊下 ・ 階段 用 途： ・ 非常用照明 ・ 一般照明 ・ 学校施設における室内照度測定（測定教室： 箇所、測定黒板面： 箇所） ※教室の照度は、1教室当たり机上面9か所、黒板垂直面9か所で測定する。																																																										
33 盤 類	(1) 分電盤等の図面ホルダーに、単線結線図・絶縁抵抗測定表・接地抵抗測定表を収納する。 (2) 端子盤には、線番表・結線表を備え付ける。																																																										
34 グリーン購入の推進	長野県グリーン購入推進方針に基づく調達項目 <資材> ・照明制御システム ・変圧器 ・（ ） <建設機器> ・排出ガス対策型建設機器 ・低騒音型建設機器																																																										
35 他工事又は他工種 との取り扱い	工事区分表（令和 年版）による。ただしこれにより難しい場合は監督職員と協議する。																																																										
36 その他及び電子納品	保険等の各種措置及び電子納品については、別途「特記仕様書（共通事項）」による。 （長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書）																																																										
37 その他	・ 施工制約条件																																																										

（別表） しゅん工時提出物 （・に〇印のついたものを提出する。）

個 別 提 出 物	一 括 提 出 物
1 完成図 ・ 原図（A1版 ケース入り） ○ 隔面（A3版 2つ折り製本 1部） ○ CADデータ(jww及びpdf形式) ・ 2 設計図 ○ CADデータ	6 機器完成図 5 工事写真 7 完成写真 8 工事記録（打合せ簿、工事日誌、協議書） 9 機材の試験成績書 10 施工の試験成績書 11 社内試験成績書 12 発生材処理報告書 （廃棄物処理実施書、運搬及び処理の委託契約書の写し、フロー図）
3 引渡書 4 納入品 ○ 予備品 ○ 盤類の鍵 ・ ハンドホールフック、ジャッキ	13 納入品一覧表 14 官公署手続、検査書（管理者用正本、写し） 15 保全に関する資料（取扱説明書も含む）

3 ハンドホール

下表による。（様子は各ハンドホールに設置する。蓋取外し用ジャッキを1組納入する。）
ブロックハンドホール（寸法は内法を示す。底部とはハンドホール内側底部をいう。）
・コンクリート相互間などは、エポキシ系樹脂接着剤により接着する。
・ブロックの仕様は国土交通省仕様に至るものとする。
・ハンドホールにノックアウト部分を設けてはならない。
・配管貫通部は、原則として標準き37φ×1（F=18mm以上）とし、差し筋D10タテヨコ#200で補強する。
・補強方法については、あらかじめ監督員にnD10φ製作図を提出して承諾を受けて施工する。

・	ハンドホール No.ー	1,500×1,500×1,500D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,740以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	1,200×1,200×1,500D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,700以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,400D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,600以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000×1,100D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,300以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	1,000×1,000× 900D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,060以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	900× 900×1,100D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,260以上 （アルミ梯子付）
・	ハンドホール No.ー	900× 900× 900D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	底部 GL-1,060以上 （既製足場付）
・	ハンドホール No.ー	600× 600× 680D 蓋 WPM-60A（エマーク入）	（既製足場付）
・	ハンドホール No.ー	450× 450× 680D 蓋 WPM-45B（エマーク入）	※補装帯等車両の通行の恐れがない場所、収容ケーブルが少ない場所に限る

4 接 地 極

下表による。ただし、これによりがたい場合は監督員との協議による。

・	A 種 接 地	銅板1.5t×900×900 リード端子付 堀剛埋裏中心深さ 2m	補助接地棒（連結式10φ×1,500） 埋設棒（黄銅製又はステンレス製）
・	B 種 接 地	銅板1.5t×600×600 リード端子付 堀剛埋裏中心深さ 2m	補助接地棒（連結式10φ×1,500） 埋設棒（黄銅製又はステンレス製）
・	C 種 接 地	銅板1.5t×300×300 リード端子付 堀剛埋裏中心深さ1.5m	補助接地棒（連結式10φ×1,500） 埋設棒（黄銅製又はステンレス製）
・	D 種 接 地	接地棒（10φ×1,500）	リード端子付 打ち込み式 埋設棒（黄銅製又はステンレス製）

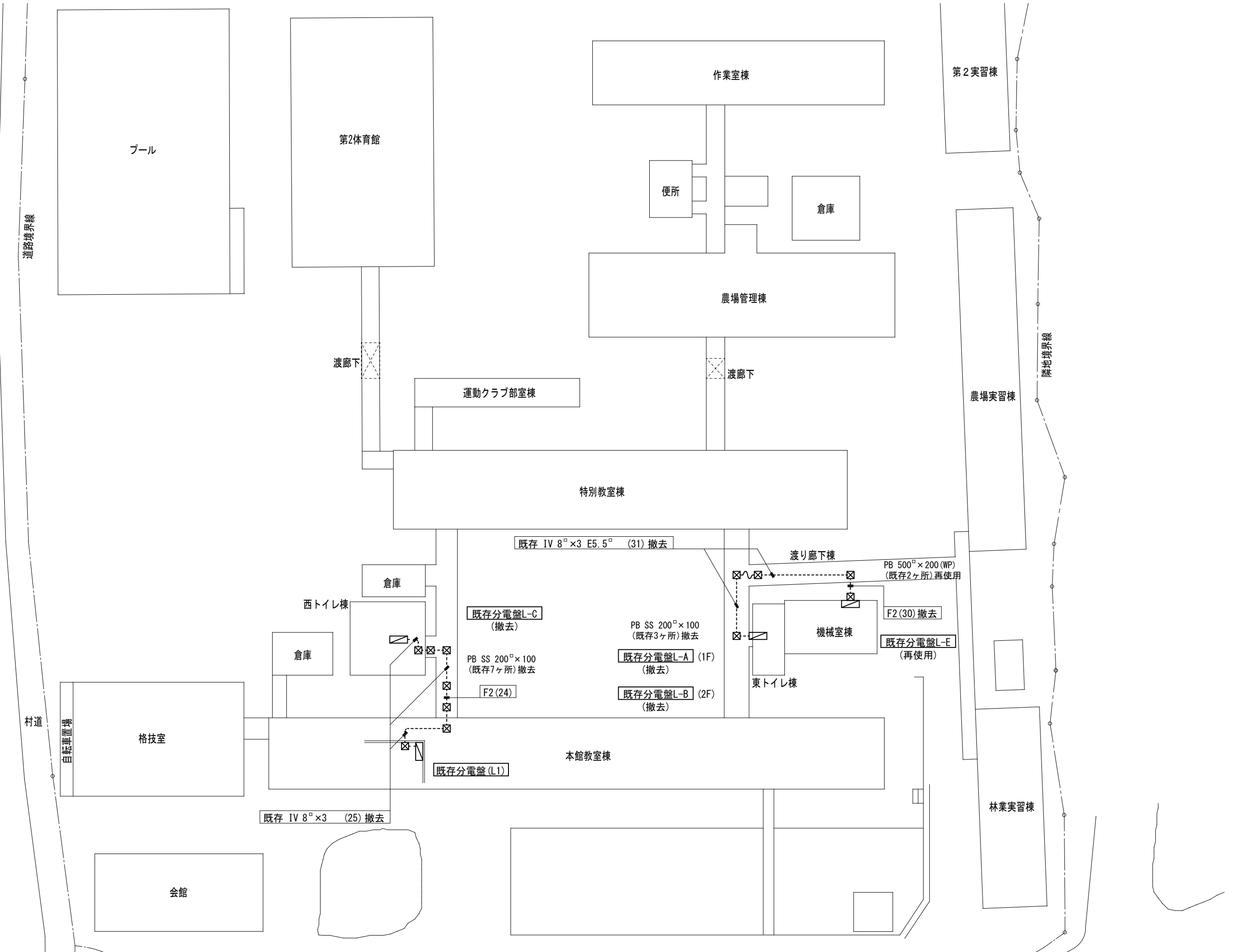
5 機 器 取 付 高

図面に特記なきものは下表を標準とする。但し下表によりがたい場合には監督員との協議による。

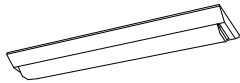
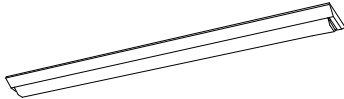
	名 称	測 点	取付高(mm)		名 称	測 点	取付高(mm)
共 通	取 引 用 計 器	地上～上端	2,000	時 計 ・ 拡 声	壁 掛 形 観 時 計	床上～中心	1,500 (上端1,900以下) (天井高)×0.9 (天井高)×0.9
	引 込 開 閉 器	床上～上端	1,800		子 時 ー 計	〃	〃
	警 報 盤	床上～中心	1,500		壁掛形スピーカ	〃	〃
					アッテネーター	〃	1,300
電	分 電 盤	床上～中心	1,500 (上端1,900以下)	表 示	表 示 形 壁 盤	床上～中心	(天井高)×0.9 1,300
	タンブラスイッチ	〃	1,300		ベ ー ル	〃	(天井高)×0.9
	〃（身障用用）	〃	1,100		プ ー ザ ー	〃	(天井高)×0.9
	コンセント（一般）	〃	300		押 ボ タ ン	〃	1,300
	〃（和室）	〃	150		〃（身障用用押印）	〃	900
	〃（便所等）	〃	500		身 障 用 用 表 示 灯	〃	2,000
	〃（台上）	台上～中心	150		復 帰 ボ タ ン	〃	1,800
	ブラケット（一般）	床上～中心	2,100	イ ン タ ー ホ ン	壁 付 イ ン タ ー ホ ン	床上～中心	1,500
	〃（廊下）	〃	2,500		〃（身障用用）	〃	1,100
	〃（鏡上）	鏡端～中心	150		壁 付 位 置 ボ ッ ク ス	〃	〃
	遊 戯 口 誘 導 灯	床上～下端	1,500以上		(壁付インターホンを除く)	〃	〃
灯	廊下通路誘導灯	床上～上端	1,000以下	機 器 取 寄 箱	〃（一般）	〃	〃
					〃（和室）	〃	〃
					機 器 取 寄 箱	床上～中心	(天井高)×0.9
					ア ウ ト レ ッ ト	〃	〃
動 力	手 元 開 閉 器	〃	1,500	テ レ ビ 共 同 受 信 機	〃（一般）	〃	〃
	操 作 ス イ ッ チ ・ 押 ボ タ ン	〃	1,300		〃（和室）	〃	300
					火 災 報 知	〃	〃
					受 信 機	床上～操作部	800～1,500
電	室 内 端 子 盤	床上～下端	300	火 災 報 知	副 受 信 機	〃	800～1,500
	〃（廊下・室内）				機 器 取 寄 箱	床上～中心	800～1,500
	中 間 端 子 盤	床上～中心	1,500		発 信 機	〃	800～1,500
	集 合 保 安 器 箱	〃	(天井高)×0.9		消 火 栓 表 示 灯	〃	(天井高)×0.9
話	壁 付 ア ウ ト レ ッ ト	〃	300	報 知	〃	〃	〃
	ボ ッ ク ス (一般)	〃	150		〃	〃	〃
	〃（和室）	〃			〃	〃	〃

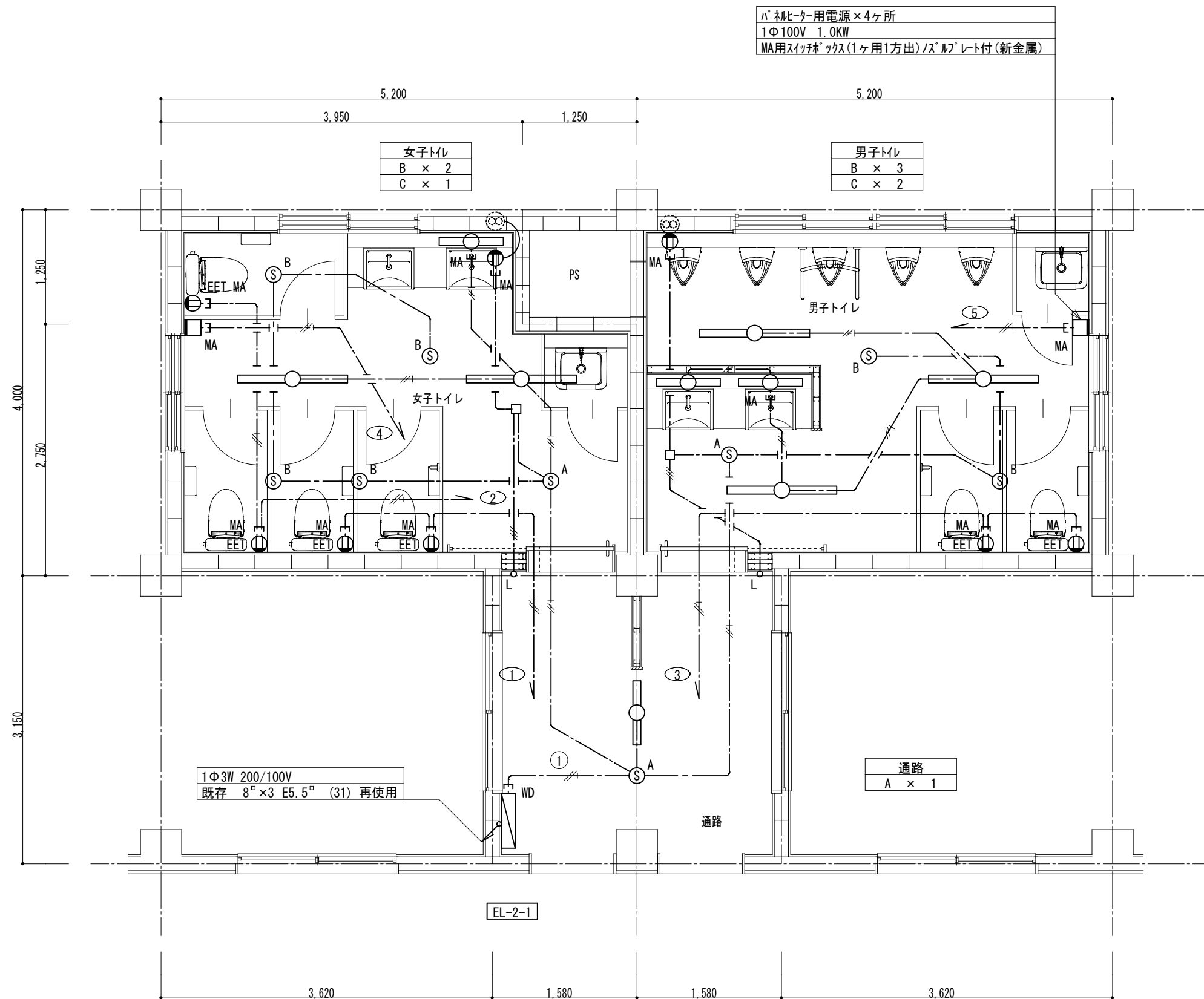


2. : 防火区画貫通部は耐火処理とする(国土交通大臣認定工法)



盤名称 盤形式 幹線番号	電気方式 主開閉器 合計容量	回路 番号	電圧 (V)	分岐開閉器		負荷名称	容量 (VA)	備考
				MCCB ELCB	AF/AT			
WL-1-1	AC 1Φ3W 200/100V  計：9,490 VA	①	100	MCCB 1P	50/20	照明	490	
			"	"	"	ヨビ		
		①	100	ELCB 2P	50/20	コンセント	1,000	
		②	"	"	"	"	1,000	
		③	"	"	"	"	500	
		④	"	"	"	"	1,000	
		⑤	"	"	"	"	1,000	
		⑥	"	"	"	"	500	
		⑦	"	"	"	ハネルヒーター	1,000	
		⑧	"	"	"	"	1,000	
		⑨	"	"	"	"	1,000	
		⑩	"	"	"	"	1,000	
			"	"	"	ヨビ		
			"	"	"	"		
EL-1-1	AC 1Φ3W 200/100V  計：5,250 VA 合 計：10,500 VA		200/100	MCCB 3P	50/30	EL-2-1	5,250	
		①	100	MCCB 1P	50/20	照明	250	
			"	"	"	ヨビ		
		①	100	ELCB 2P	50/20	コンセント	1,000	
		②	"	"	"	"	1,000	
		③	"	"	"	"	1,000	
		④	"	"	"	ハネルヒーター	1,000	
		⑤	"	"	"	"	1,000	
			"	"	"	ヨビ		
EL-2-1	AC 1Φ3W 200/100V  計：5,250 VA	①	100	MCCB 1P	50/20	照明	250	
			"	"	"	ヨビ		
		①	100	ELCB 2P	50/20	コンセント	1,000	
		②	"	"	"	"	1,000	
		③	"	"	"	"	1,000	
		④	"	"	"	ハネルヒーター	1,000	
		⑤	"	"	"	"	1,000	
			"	"	"	ヨビ		

A	LED 11.6W	逆フジ	B	LED 20.6W	逆フジ
					
パナソニック XLX210AENC LE9 同等品			パナソニック XLX430AENC LE9 同等品		
C	LED 9.5W	ミラー灯			
					
パナソニック LGB85042 LE1 同等品					



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲條 楠一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

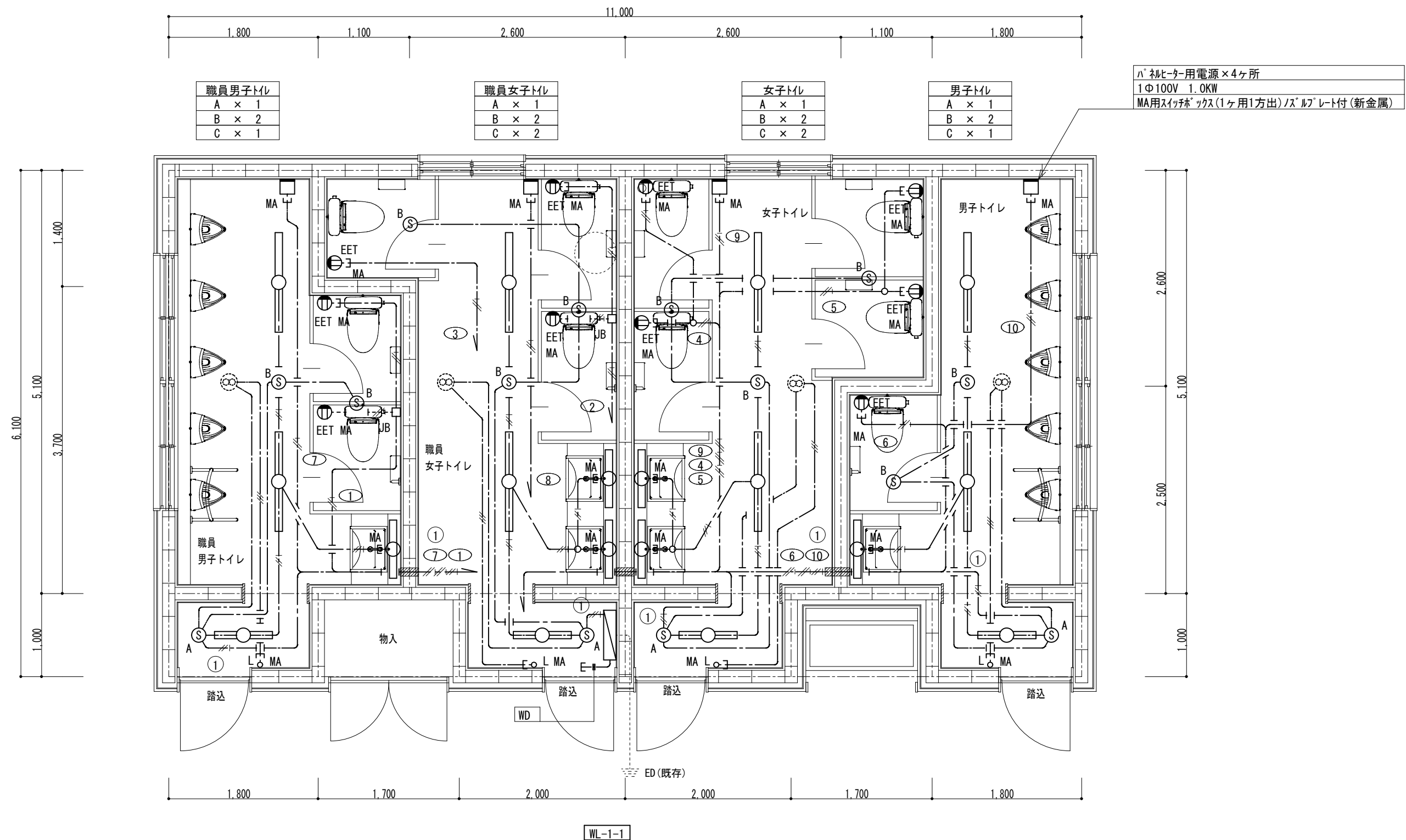
電灯・コンセント設備 東トイレ棟2階平面図(改修)

DATE R6・3・

SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

E-06



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲條 楠一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

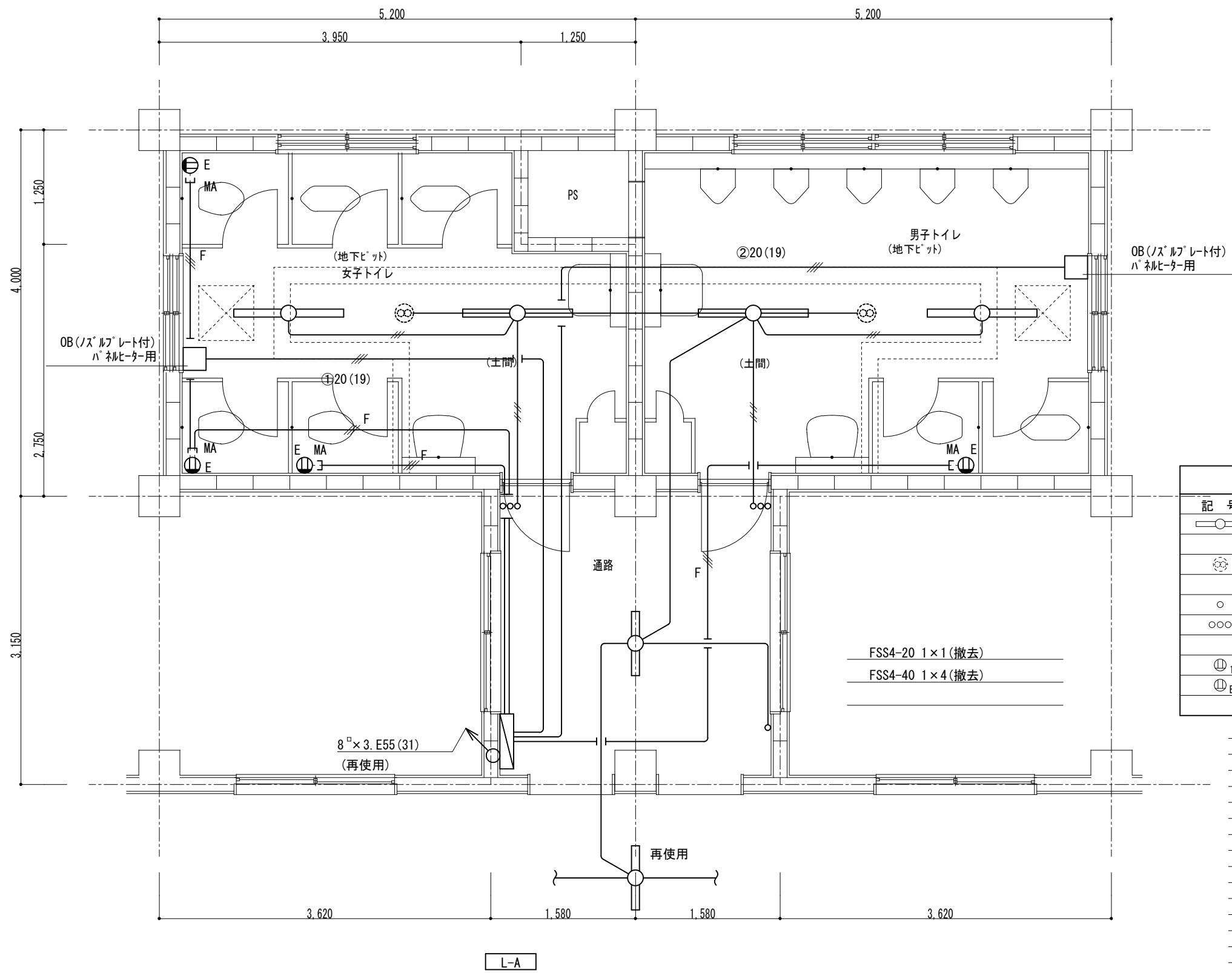
電灯・コンセント設備 西トイレ棟平面図(改修)

DATE R6・3・

SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

E-07



凡 例		
記 号	名 称	摘 要
	天井付照明器具	ベースライト
	換気扇	
○	埋込スイッチ	1P 15A ×1 新金属プレート共
○○○	〃	1P 15A ×2+PL 〃
①I	埋込コンセント	2P15A×1 新金属プレート共
①E	〃	2P15A(E付)×1 〃

1. 特記なき配管配線は下記による(既存)

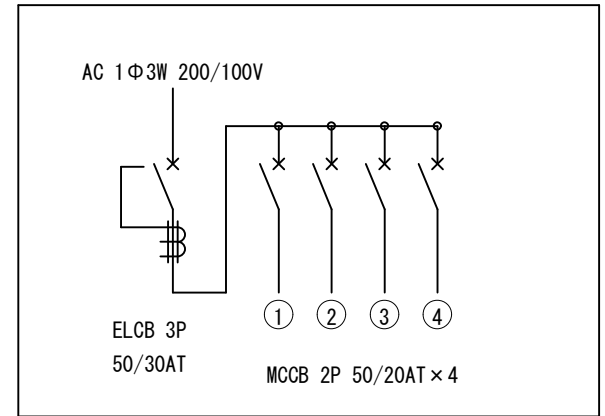
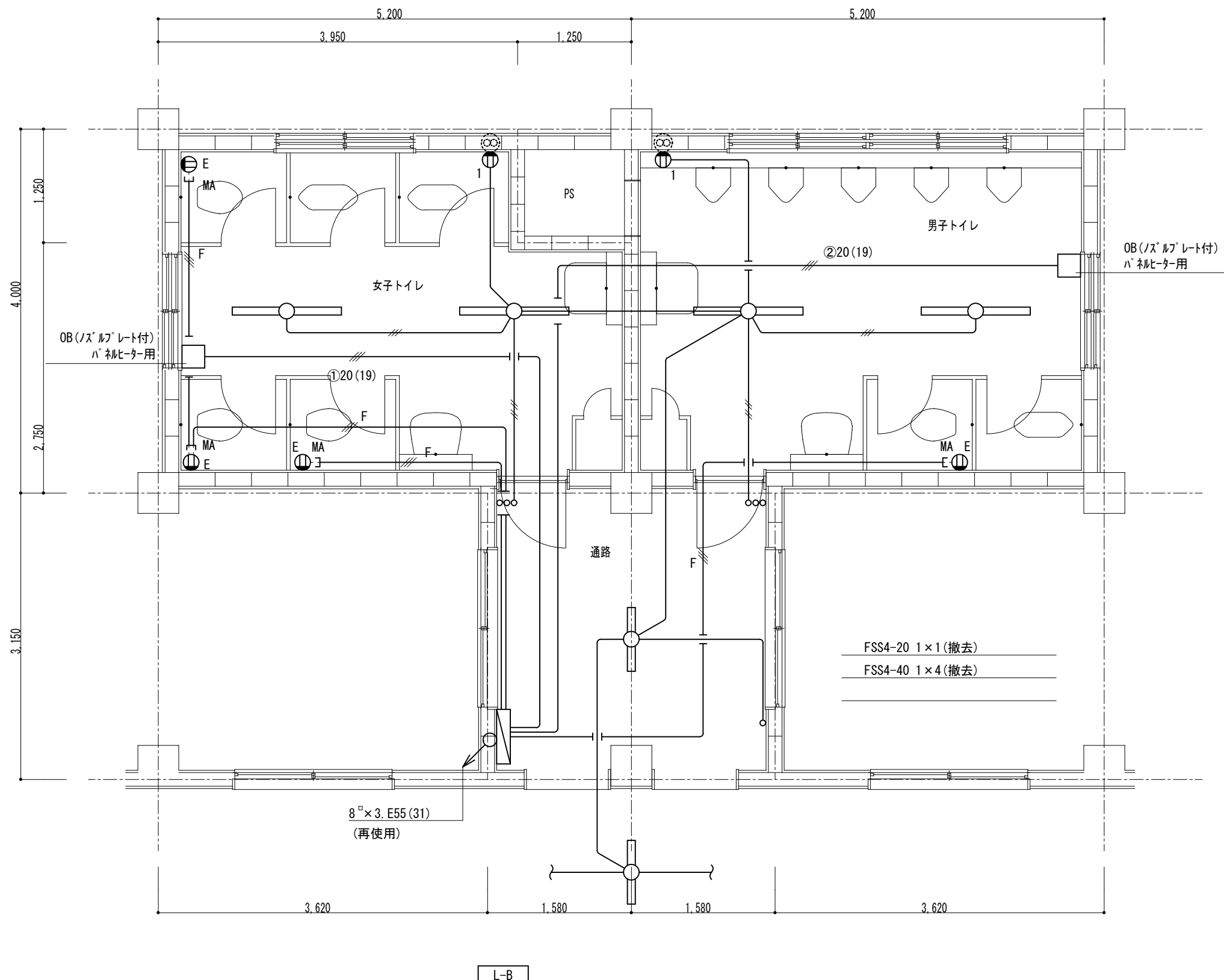
立上等			
	IV	1.6 × 2	(19)
	IV	1.6 × 3	(19)
	IV	1.6 × 4	(25)
	IV	2.0 × 2 E2.0	(19)
	VV-F	2.0 - 3C	PF (22)
	VV-F	2.0 - 3C	立下部 マルモ-LA型

2. 既存設備を示し図示の再使用以外は、全て撤去とする。

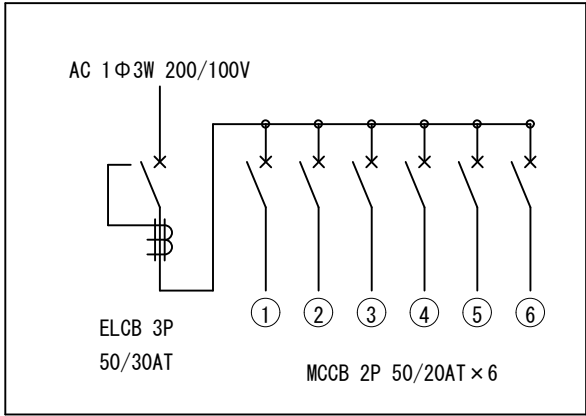
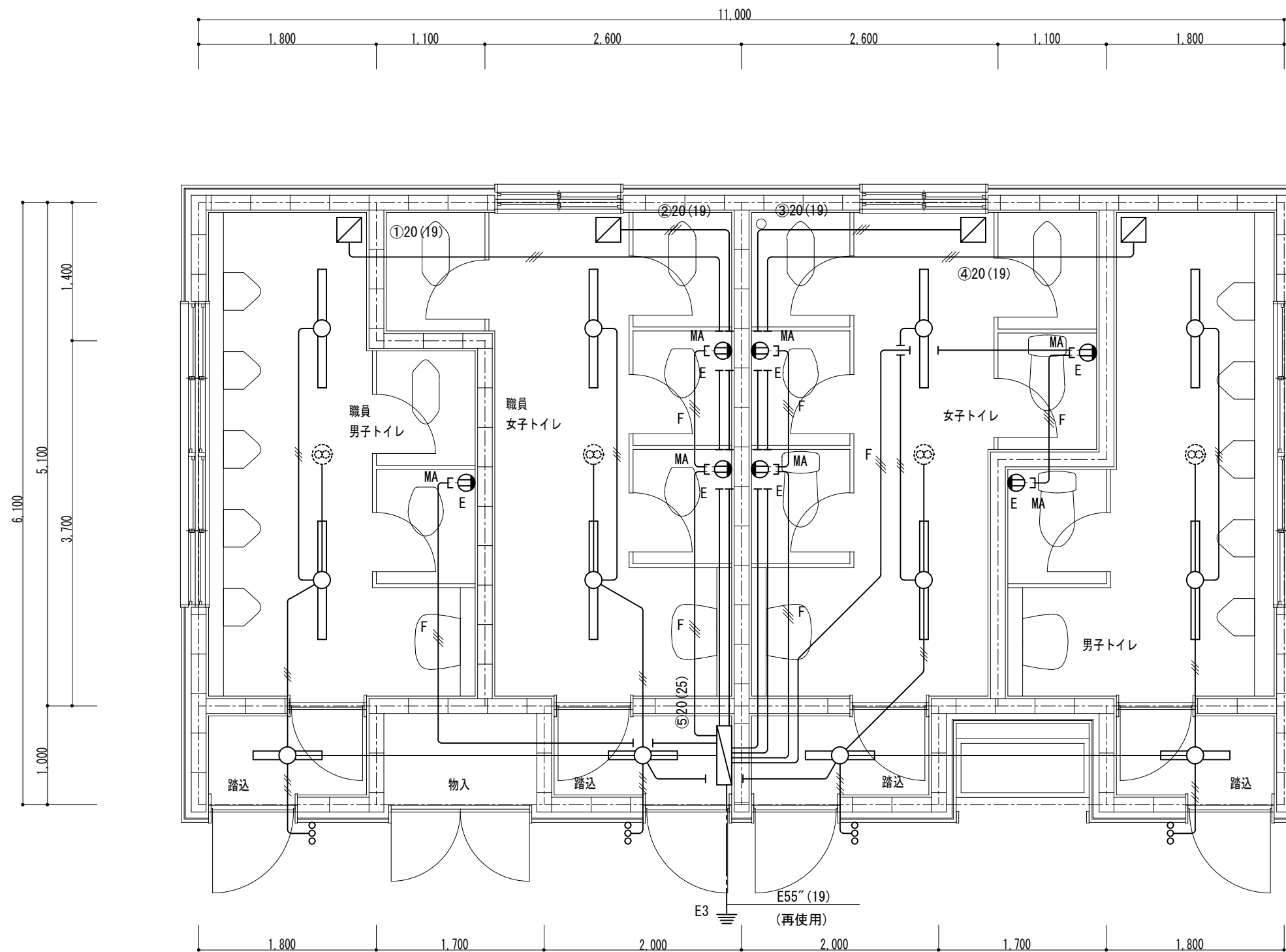
3. 既存配管配線は、可能な限り撤去とし残置部については名札等にて説明を記載とする。

4. 撤去品の産廃処理は本工事に含むものとする。

5. 壁埋込のスイッチ、コンセントの撤去部はフランクプレート(新金属)取付とする。



L-A (露出型) 撤去
L-B (露出型) 撤去



L-C (露出型) 撤去



FSS4-20 1×4 (撤去)

FSS4-40 1×8 (撤去)

L-C

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修 機械設備工事

I. 工事概要

1. 工事場所 下高井郡木島平村大字穂高2975

建物名称	工事種別	構造	階数	延床面積(㎡)	消防法施行令別表第1	耐震分類	備考
東トイレ棟		B	2	74.74			
西トイレ棟		R C	1	67.10			

3. 工事種目(●印を付けたものを適用する)

工事種目	東トイレ棟	西トイレ棟	内 容				屋 外
○ 空 気 調 和 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 冷 暖 房 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
● 暖 房 設 備	●ー式	●ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
● 換 気 設 備	●ー式	●ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 排 煙 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 自 動 制 御 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
● 衛 生 器 具 設 備	●ー式	●ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 給 水 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
● 排 水 設 備	●ー式	●ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 給 湯 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 消 火 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ ガ ス 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 給 油 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 厨 房 機 器 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 実 験 実 習 器 具 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○ 浄 化 槽 設 備	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式
○	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式	○ー式

4. 設備概要(○印を付けたものを適用する)

方法及び種別	設 備 概 要
空 調 方 式	・
冷 暖 房 方 式	・
暖 房 方 式	・ 温風暖房 ・ 温水暖房 ・ F F 暖房 ○ バネルヒーター
換 気 方 式	・ 局所換気 ・
給 水 方 式	○水道直結式 ○加圧式 ・ 高層タンク式(・上水 ・ 井水)
排 水 方 式	○建物内汚水、雑排水 ○分流 ・ 合流) ・ 建物外汚水、雑排水(・分流 ・ 合流) 浄化槽(・合併 ・ 単独) 放流先 ・ 公共下水 ・
消 火 設 備 の 種 別	・ 屋内消火栓設備 ・ 消火器 ・
ガ ス の 種 別	・ 都市ガス(発熱量 KJ/㎓ ² 、供給事業者名:) ・ 液化石油ガス(発熱量 100,000 KJ/㎓ ²)

5. 指定部分 ○無 ・ 有 (指定部分しゅん工期限 令和 年 月 日)

対象部分:

II. 管理技術者等

設計事務所名	管理技術者
○○○設計事務所	○○ ○○
主任担当技術者	担当技術者
監理担当	
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
構造担当	
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
積算担当	
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
電気設備担当	
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
機械設備担当	
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名
○○○設計事務所 氏名	○○○設計事務所 氏名

III. 工事仕様

1. 共通仕様

(1) 図面及び特記仕様に記載されていない事項は、国土交通省大臣官庁官庁官庁官庁の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準仕様書」という。)、 「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「改修標準仕様書」という。) 及び「公共建築設備工事標準図(機械設備工事編)(令和4年版)」(以下、「標準図」という。) による。

(2) 電気設備工事及び建築工事を本工事に含む場合、電気設備工事及び建築工事は、それぞれの工事仕様を適用し、下記の工事仕様は適用しない。

2. 特記仕様

- (1) 車は●印の付いたもの、項目は番号に○印の付いたものを適用する。
(2) 特記事項のうち選択する事項は○印の付いたものを適用し、・印の付いたものは適用しない。

章 項 目	特 記 事 項
① 機 材 等	(1) 本工事に使用する材料・機材等は、設計図書に定める品質及び性能が同等以上のものを使用する。ただし、製造業者等が記載されている場合は同等以上のものとする場合は、あらかじめ監督職員の承諾を受ける。 (2) 別表-1に示す材料・機材等の製造業者等は次の1)から6)すべての事項を満たすものとし、この証明となる資料又は外部機関が発行する品質及び性能等が評価されたことを示す書面を提出し監督職員の承諾を受ける。 1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。 2) 生産施設及び品質の管理が適切に行われていること。 3) 安定的な供給が可能であること。 4) 法令等で定めがある場合は、その許可、認可、認定又は免許を取得していること。 5) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。 6) 販売、保守等の営業体制が整えられていること。なお、システムとして機能するものによって、システムの構築能力があり、現場での施工体制が整えられていること。

(2) 使用材料発注先調査

(3) 施工条件明示項目

(4) 化学物質を発生する建築材料等

使用材料名、製造者名、発注先、品質性能証明資料提出の省略について記載した調査を作成し、監督職員の承諾を受ける。
公共建築工事標準図(設備工事編)の「執務室改修」
本工事の建物内部に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、次の1)から5)を満たすものとする。

1) 合板、木質系フローリング、構造用パネル、集成材、単板積層材、MDF、パーティクルボード、その他の木質建材、ユリア樹脂板、仕上り塗材及び壁紙は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。
2) 保温材、緩衝材、断熱材はホルムアルデヒド及びステレンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

3) 接着剤はフタル酸ジエーノブチル及びフタル酸ジエーノエチルヘキシルを含有しない難燃発火性の可塑剤を使用し、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

4) 塗料はホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼンを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

5) 上記1)、3)、4)の建築材料等を使用して作られた家具、書架、実験台、その他什器等は、ホルムアルデヒドを発生しないか、発散が極めて少ないものとする。

なお、ホルムアルデヒドを発生しないものは、発散量が規制対象外のものを、ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ないものとは、発散量が第3種のものをいい、原則として規制対象外のものを使用するものとするが、該当する材料等が無い場合は第3種のものを使用するものとする。

ホルムアルデヒドの発散量

規 制 対 象 外	該 当 する 建 築 材 料
○JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品	
○建築基準法施行令第20条の7第4項による国土交通大臣認定品	
○下記表示のあるJAS規格品	
a 非ホルムアルデヒド系接着剤使用	
b 接着剤等不使用	
c 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない材料使用	
d ホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	
e 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料使用	
f 非ホルムアルデヒド系接着剤及びホルムアルデヒドを放散しない塗料等使用	

第 三 種

○JIS及びJASのF☆☆☆☆規格品
○建築基準法施行令第20条の5第3項による国土交通大臣認定品

飲料水水系に使用されているベーストシル剤は、室内汚染に係る揮発性化合物に指定されている下記の物質を材料及び製造工程に使用されていないこと。
ホルムアルデヒド、アセトアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン、ステレン、パラジクロロベンゼン、テトラヒドロ、クロロビオス、フェノカルブ、ダイアジノ、フタル酸ジエーノブチル、フタル酸ジエーノエチルヘキシル

電気保安技術者を設置する。
○配管(1. 2) ・ 冷凍空調配管(1. 2) ・ 熱配管(1. 2) ・ 建築板金(1. 2)
○設けない ・ 設ける

この工事に必要な工事用電力、用水、諸手続きなどの費用は該負者の負担とする。
○別契約の関係該負者が定置したものは無償で使用できる。 ・ 本工事で負担する。
○改修工事標準仕様書第1編2.2.1によるほか下記による。
○内部仮設足場等(・ 種 ・ 種) ・ 外部仮設足場等(・ 種 ・ 種)

資材の保管は必ず屋根をかけた上30cm以上の架台に乗せる。
・ 監督員が指示する構内の場所に敷ならし ・ 構内指定場所にいた機 ・ 構外搬出適切な処理
根切中の山留め ・ 有() ・ 無

工事に先立ち手引き第2編による廃棄物等処理計画書を監督職員に提出し、しゅん工時には廃棄物等処理報告書を作成し提出する。
(1) 引渡しを要するもの ・ 無 ○有(・ 洋風便器(良質の物) 9組)
(2) 引渡しを要するもの以外は構外搬出し関係法令により適切に処理すること。

(3) 特別管理産業廃棄物 ・ 無 ・ 有()
(4) 再利用又は再生資源化を図るもの(コンクリート塊、7774t塊、木くず、金属くず、塩ビ管、) 標準仕様書第1編1. 7. 4によるほか、バルブ類等には必要に応じて合成樹脂製名札をステンレス板等で取付ける。

機器等の取り扱い方法及び重要な定期点検項目等を書いた取扱説明板(アクリル樹脂製、文字形込み程度)を設ける。大きさは、約 ㎡とする。
・ 風量調整 ・ 水量調整 ・ 室内外空気の温度測定 ・ 騒音測定

○飲料水の水质の測定(・ 水质基準検査11項目(一般細菌、大腸菌、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、亜硝酸態窒素、塩化物イオン、有機物等(TOC)、pH、味、臭気、色度、濁度) ・ トルエン)
飲料水の水质の測定は厚生労働大臣登録水质検査機関とする。

(1) 機器類の能力、容量等は、表示された数値以上とする。
(2) 電動機出力、燃料消費量、圧力損失は、原則として表示された数値以下とする。
機器、配管、風道等は耐震を考慮し堅固にすえ付け、取付又は支持を行う。

耐震措置の計算及び施工方法は、次に掲げる事項以外、すべて「建築設備耐震設計・施工指針2014年版」(国土交通省国土技術政策総合研究所・独立行政法人建築研究所監修)による。

(1) 設計用水平地震力は、機器の重量(自由表面を有する水槽その他の貯槽にあっては有効重量)に、次に示す地域係数及び設計用標準水平震度を乗じたものとする。地域係数は1.0とする。

設 置 場 所	耐 震 安 全 性 の 分 類			
	・ 特定の施設(・ 甲種 ・ 乙種)	・ 一般の施設(乙種)		
	重要機器	一般機器	重要機器	一般機器
上層階、屋上及び塔屋	2. 0 (2. 0)	1. 5 (2. 0)	1. 5 (2. 0)	1. 0 (1. 5)
	2. 0 (2. 0)	1. 5 (1. 5)	1. 5 (1. 5)	1. 0 (1. 0)
中 間 階	1. 5 (1. 5)	1. 0 (1. 5)	1. 0 (1. 5)	0. 6 (1. 0)
	1. 5 (1. 5)	1. 0 (1. 0)	1. 0 (1. 0)	0. 6 (0. 6)
地下階、一階	1. 0 (1. 0)	0. 6 (1. 0)	0. 6 (1. 0)	0. 4 (0. 6)
	1. 5 (1. 5)	1. 0 (1. 0)	1. 0 (1. 0)	0. 6 (0. 6)

(注) 1. () 内の数値は防振支持の機器の場合に適用する。
2. () 内の数値は水槽類に適用する。
3. 上層階の定義は次による。
2～6階建以下の場合是最上層、7～9階建の場合は上層2階

重要機器とは下記に示すものをいう。
・ 給水装置・排水装置・換気装置・空調機器・防災設備・監視制御設備・危険物貯蔵装置
・ 火を使用する設備・避難経路上に設置する機器

(2) 設計用鉛直地震力は、設計用水平地震力の1/2とし、水平地震力と同時に働くものとする。
改修工事標準仕様書第2編第5章による。

確認試験は、・性能確認試験(本) ・施工後確認試験(本)を確認強度 ㎡にて行う。
・ 施工物の適用(第1種、第2種)あと施工アンカー施工士による。【注】日本建築協会と施工アンカー協会認定資格

吊金物、金物等は要鉛メッキ又はステンレス鋼製とする
給水、給湯、消火、冷温水、冷却水管は、図示による水抜きが確実にできるよう水抜き位置に向かって下り勾配とする。

コンクリート内の鋼管、給管及び塩ビ管については、プラスチックテープを1/2重(1巻)を1回巻きとする。また、コンクリート土間配管は、鋼管等により沈下防止措置をする。

土中埋設管(排水含む)は、管の上下をサンドクッション厚100mmで保護する。
給水管、消火管の埋設深さは ㎜とする。又、ガス管の埋設深さは ㎜とする。

26 管 の 埋 設 示

27 溶 接 部 の 非 破 壊 検 査

28 塗 装

29 機器の基礎及び振動絶縁効率

30 電 線 類

(31) は つ り

(32) 保 温 及 び 消 音 内 貼 り

図示された屋外埋設管の分岐及び曲がりの箇所には、コンクリート製橋柱を埋め込む。舗装部分は埋設橋柱とする。また、施工上生じた分岐、曲がりの箇所についても同様とする。
排水管を除く管には、埋設表示用テープを設置する。

検査対象 ・ 配管 ・ 煙道 ・
採取率 ・ 標準仕様書による ・
検査の種類 ・ R T ・ P T又はM T

下記の金属電気配管は塗装を行う。
・ 屋外露出 ・ () の屋外露出
下記の保温を行わない垂鉛メッキを施したダクト及び配管は塗装を行わない。

・ 倉庫 ・

機 器	基 礎	振 動 絶 縁 効 率
送 心 送 風 機	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ %以上 ・
空 調 用 ポ ン プ 及 び	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上 ・
ボイラー給水用ポンプ		
排 水 用 ポ ン プ 及 び	・ 標準基礎 ・ 防振基礎	・ 80%以上 ・
小形給水ポンプユニット		

・ 別図による。
電線及びケーブルの規格は標準仕様書第4編1. 5. 1. 表4. 1. 1. 1による。

既存のコンクリート床及び壁の配管貫通部の穴明けは原則としてダイヤモンドカッターによる。標準仕様書第2編によるほか下記による。

給水管、給湯管、冷温水管等の管、バルブ(グラッド部を含む)、フランジ、可とう継手及び空調ダクトのフランジは、建物内外共に保温する。なお、保温端部はシリリング処理を行う。各配管の保温厚で標準仕様書中厚30mm未満の箇所はすべて厚30mm以上とする。ただし、排水管は除く。

・ 換気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・
・ 外気取入れダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・
○排気ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ○外壁より1m

・ 通りダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・
・ 断熱タンクよりボイラーへの補給水管の保温は断熱管の項による。
・ 建物内の空気抜き管の保温は断熱管の項による。

・ 空気調和機、ファンコイルユニット、冷水及び冷温水のドレーン管の保温は排水管の項による。
・ 全熱交換器用ダクトの保温要(保温厚25mm) ・ 範囲は図示による ・
保温種別は下記による

ダクト ・ イ(・ 1号 ・ 2号) ・ ロ
冷温水、冷水、温水、蒸気管 ・ イ ・ ロ
機器 ・ イ ・ ロ

給水管 ・ ハ ・ ロ(凍結防止帯巻部分)
排水管 ・ ロ ・ ロ
給湯管 ・ イ ・ ロ

・ 排水管用ビット内、共同溝内及び最下階の床下の下記部分は保温する。
・ なお仕様はd(h)とする。
(・ 排水トラップ ・ 給管 ・ 鋼管類 ・ ビニール管 ・ ドレーン管 ・)

・ 消火管で下記部分は保温する。なお仕様は給水管の項による。
(・ 屋内風管 ・ 水抜きできない管 ・ スプリンクラ配管 ・)
・ 圧力タンク、脚鉄水櫃、各種呼び水櫃等鋼板製水櫃は保温する。なお仕様は各機器の項に準ずる。
・ 大機器は保温する。

・ 共同溝の保温種別(・ ビット内に準ずる ・)
・ ダクトの保温外装は下表による。

区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス ・
機械室	・ アルミガラスクロス ・
居室・廊下など	・ 珐瑯亜鉛鉄板 ・
屋外露出、多湿箇所()	・ ステンレス鋼板 ・
・ 配管の保温外装は下表による。(配管には、冷媒管は除く。)	
区 分	保 温 外 装
倉庫・書庫	・ アルミガラスクロス ・
機械室	・ アルミガラスクロス ・
居室・廊下など	・
屋外露出、多湿箇所()	・ ステンレス鋼板 ・
・ 冷媒管の保温の外装は下表による。なお保温化経ケースの材質は図示による。	
区 分	保 温 外 装
屋 内 露 出	・ 保温化経ケース
屋 外 露 出	・ ステンレス鋼板 ・ 保温化経ケース

・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、断熱管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は防凍保温を行い、厚さは管径25mm以下のものは50mm、管径32mm以上のものは40mmとする。
・ 屋外露出部(給水管、冷温水管、断熱管、冷水管、温水管、ドレーン管、消火管、排水管、弁類)は電気ヒーター等の防凍対策を行う。なお、保温厚は3.2に準じる。
・ 各種機器については図示電気ヒーター等の防凍対策を行う。()
(1) 各種配管の試験は、新設配管に適用する。
(2) 新設配管は、既設配管の接続前に試験を行う。

配管、ダクト、器具取付けにともなうスリーブ、挿入は本工事とし、他は工事区分表による。抜取等の各種措置については、別添「特記仕様書(共通事項)」による。
(長野県公式ホームページ(電子入札システム)に掲載される、当該入札公告の添付図書)

33 防 凍 保 温

34 試 験

35 他工事との取合い

(36) そ の 他

○ 空 気 調 和 設 備

○ 冷 暖 房 設 備

○ 換 気 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

10 ビストンダンパー

11 弁 種

12 温 度 計

13 圧 力 計

14 瞬 間 流 量 計

15 油 面 制 御 装 置

○ 換 気 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

○ 給 水 設 備

○ 給 湯 設 備

○ 消 火 設 備

○ 給 油 設 備

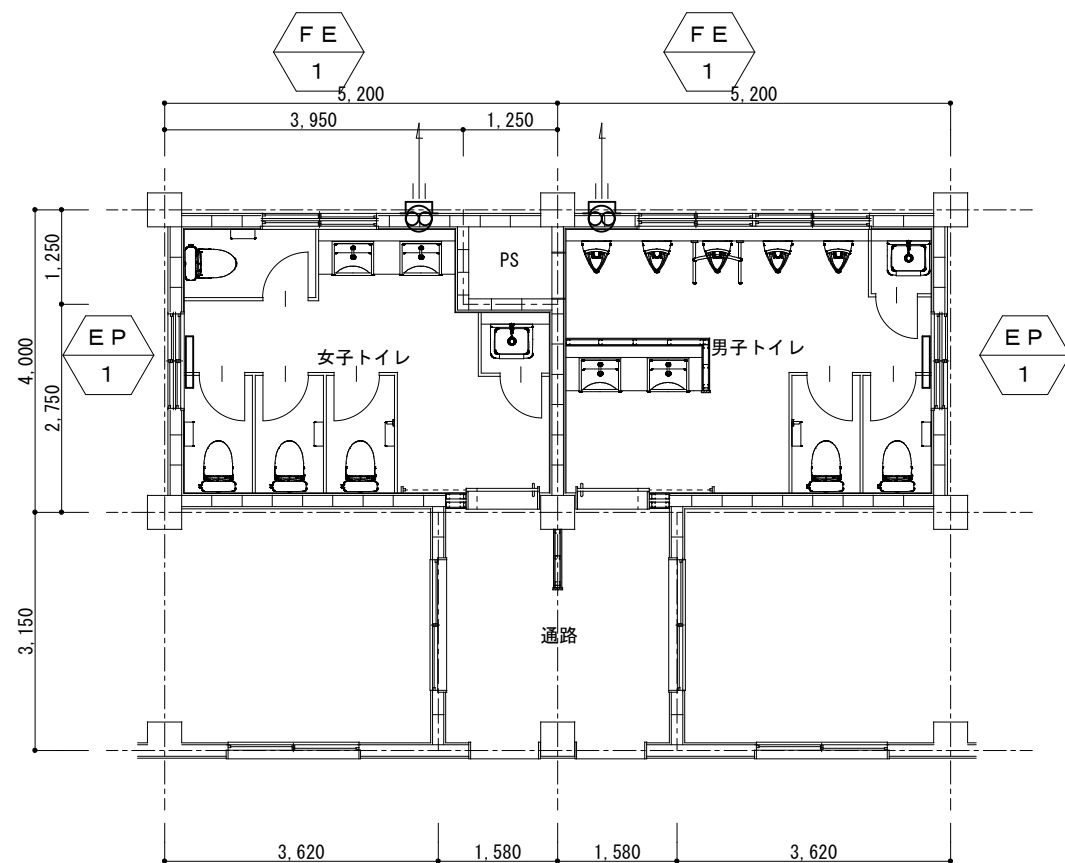
○ 厨 房 機 器 設 備

○ ガ ス 設 備

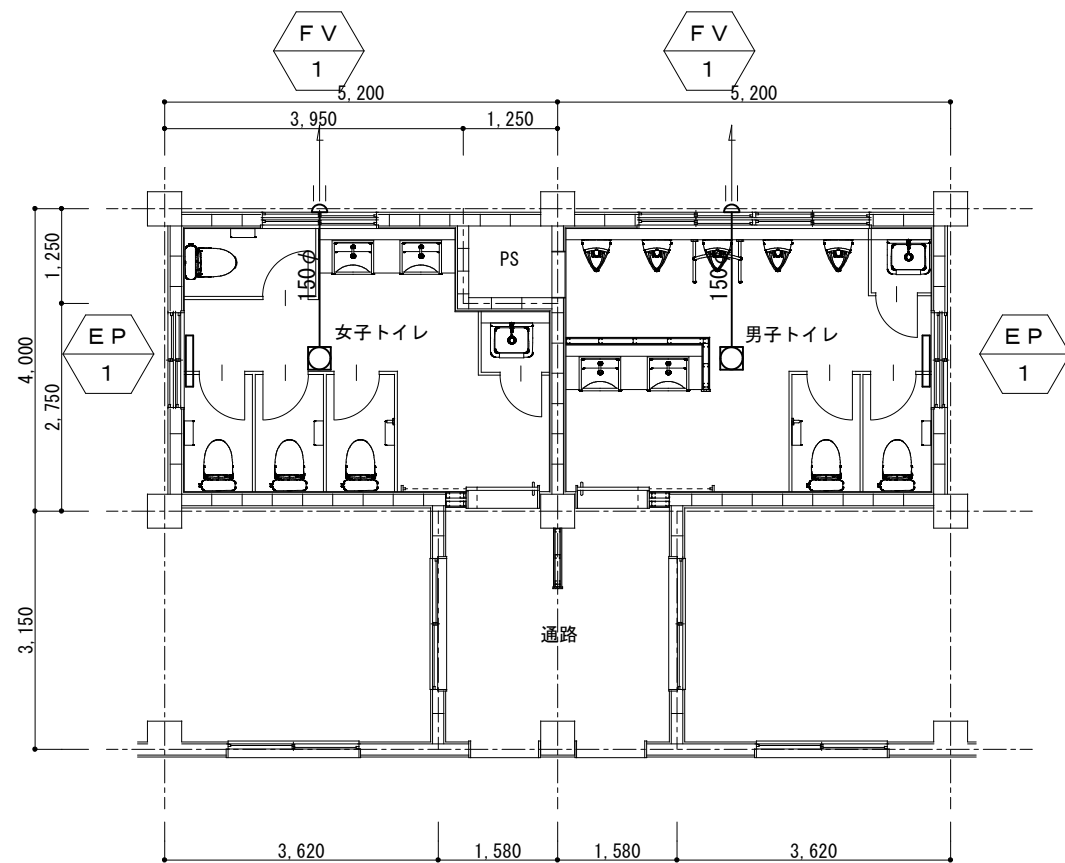
衛生器具表

器具名	型番 (参考品番)	附属品	合計	東トイレ					西トイレ				
				1階		2階			1階				
				女子 トイレ	男子 トイレ	女子 トイレ	男子 トイレ		職員 男子 トイレ	職員 女子 トイレ	女子 トイレ	男子 トイレ	廊下
洋風大便器	CFS-498BC	フラッシュタンク式 リモコン壁掛型 温水洗浄便座 他附属品一式	8	1	1	1	1		1	1	1	1	
洋風大便器	CFS-498BC	フラッシュタンク式 暖房便座 他附属品一式	14	3	1	3	1		1	2	3		
紙巻器	YH701	SUS製棚付2連式(耐荷重) 他附属品一式	22	4	2	4	2		2	3	4	1	
小便器	UFS900R	センサー洗浄一体型 低リップ式壁掛型 他附属品一式	20		5		5		5			5	
洗面器	LS351C	自動水栓 排水金具(Pトラップ) 他附属品一式	14	2	2	2	2		1	2	2	1	
カウンタ―	建築工事	ポストホーム 他附属品一式	(8)	(1)	(1)	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)	(1)	
化粧鏡	YM4560A	450×600	14	2	2	2	2		1	2	2	1	
掃除用流し	SK322	横水栓 20mm 床排水金具(Sトラップ)	4	1	1	1	1						
手摺	T112C6	樹脂被覆 I型 600L	4	1	1	1	1						
手摺	T112CU22	小便器用 樹脂被覆 550L×600×470H	2		1		1						
サニタリーBOX	JOE1901	床置型 樹脂製 ペダル蓋付	22	4	2	4	2		2	3	4	1	
消毒ディスペンサー	SC-460R	壁付 (既存12個再利用)	22	(4)	(2)	(4)	(2)		2	3	4	1	
石鹸ディスペンサー	GUD-500-PHJ	据置 トレー付	8	1	1	1	1		1	1	1	1	





[東トイレ棟] 2階平面図(改修) S=1/100



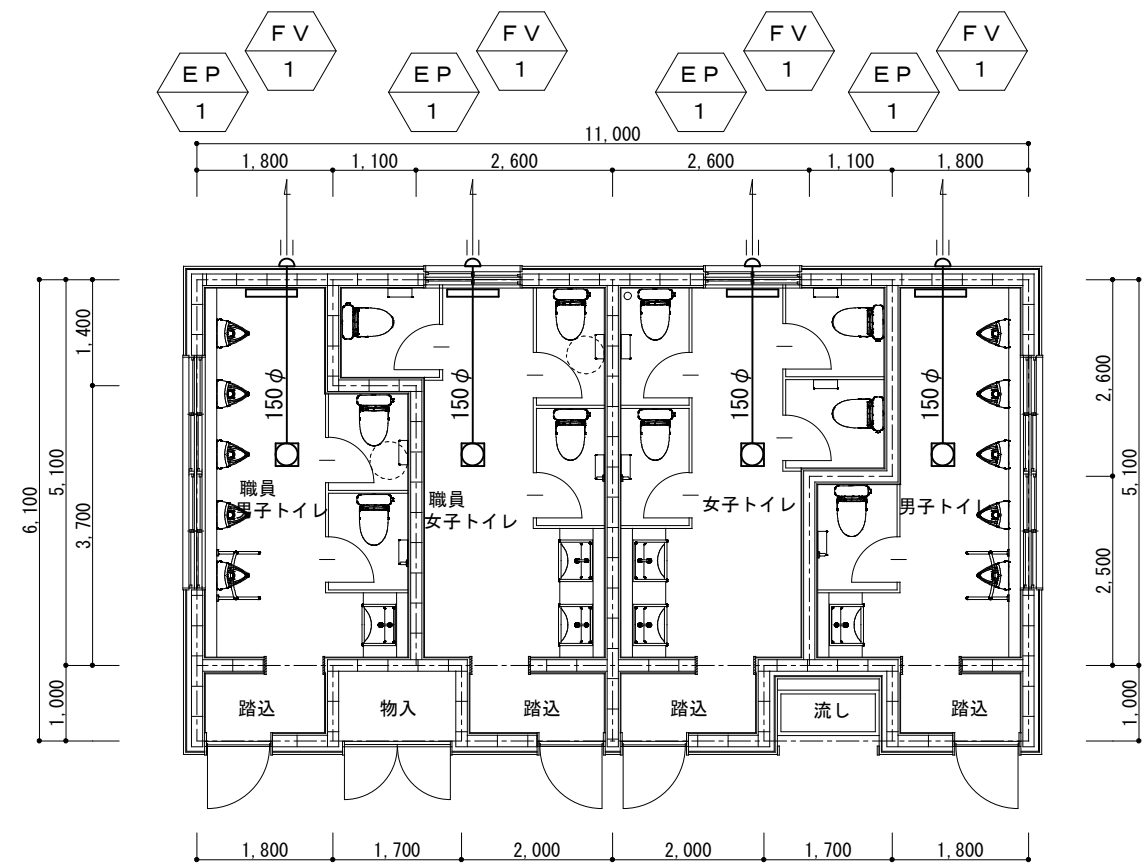
[東トイレ棟] 1階平面図(改修) S=1/100

凡 例

記 号	名 称	仕 様
— — — — —	給 水 管	屋内 ・ 硬質塩ビライニング鋼管 JWWAK-116 (SGP-VB)
		土間 ・ 内外面塩ビライニング鋼管 JWWAK-116 (SGP-VD)
—————	雑 排 水 管	屋内 ・ 硬質塩化ビニル管 JISK-6741VP
-----	通 気 管	

主 要 機 器 表

記 号	機 器 名	数 量	仕 様	電気容量
				1-100 (W)
EP-1	パ ネ ル ヒ ー タ ー	8	電気式壁掛型 暖房能力1.0KW	1000
			温度サーモ 操作部カバー	
FV-1	埋 込 型 天 井 扇	6	低騒音型 コントロールスイッチ	88
			風量 550CMH×60Pa AL 丸型フード	
FE-1	換 気 扇	2	自動式シャッター 300φ 格子タイプ	30.5
			風量 1002CMH 既設ウェザーカバー使用 (清掃)	



[西トイレ棟] 平面図(改修) S=1/100



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN
市川卓央 一級建築士登録第327840号

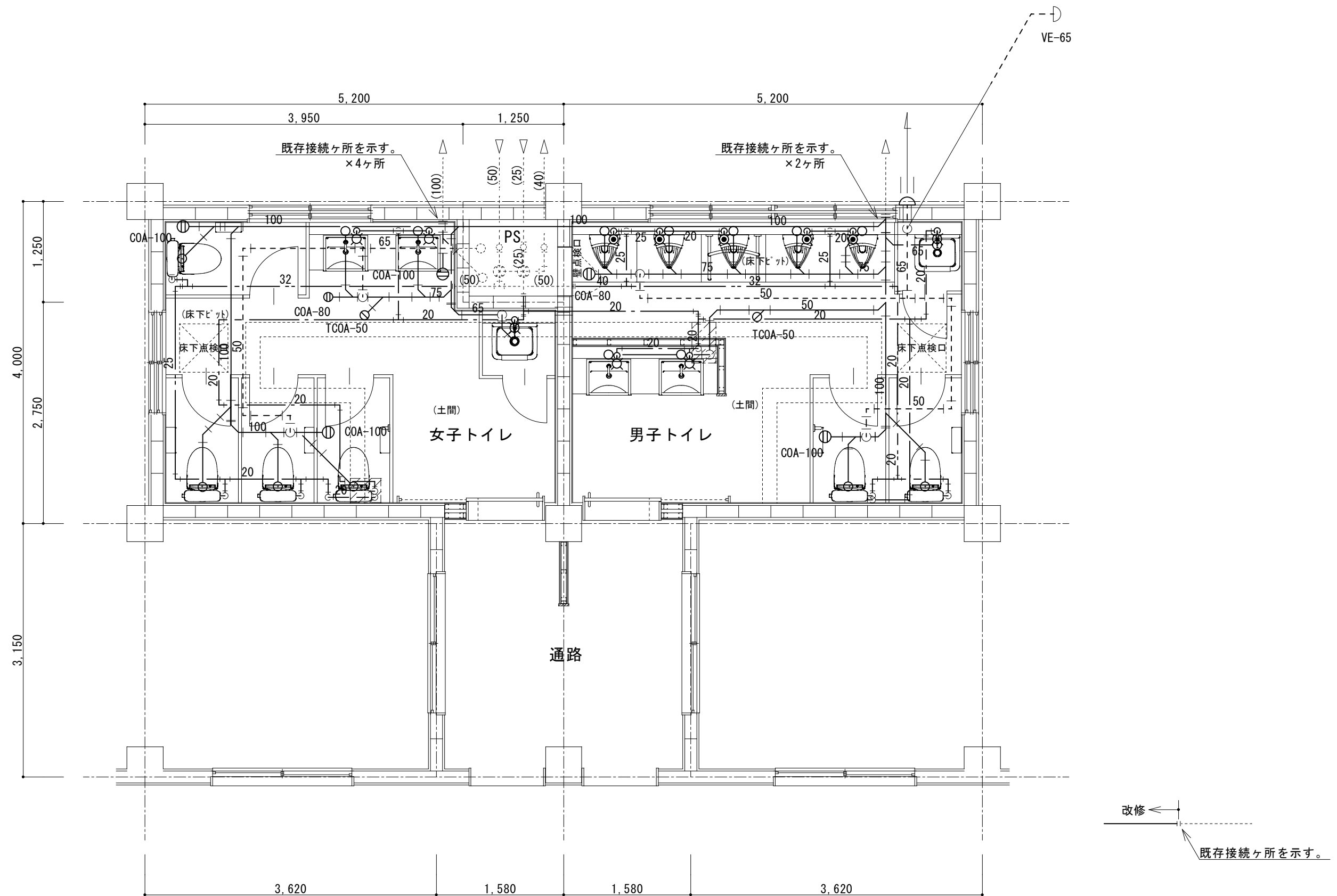
下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE R6・3・

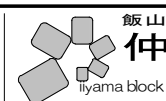
SCALE A3: 1/100

SHEET NO.

M-03



[東トイレ棟] 1階平面図(改修) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

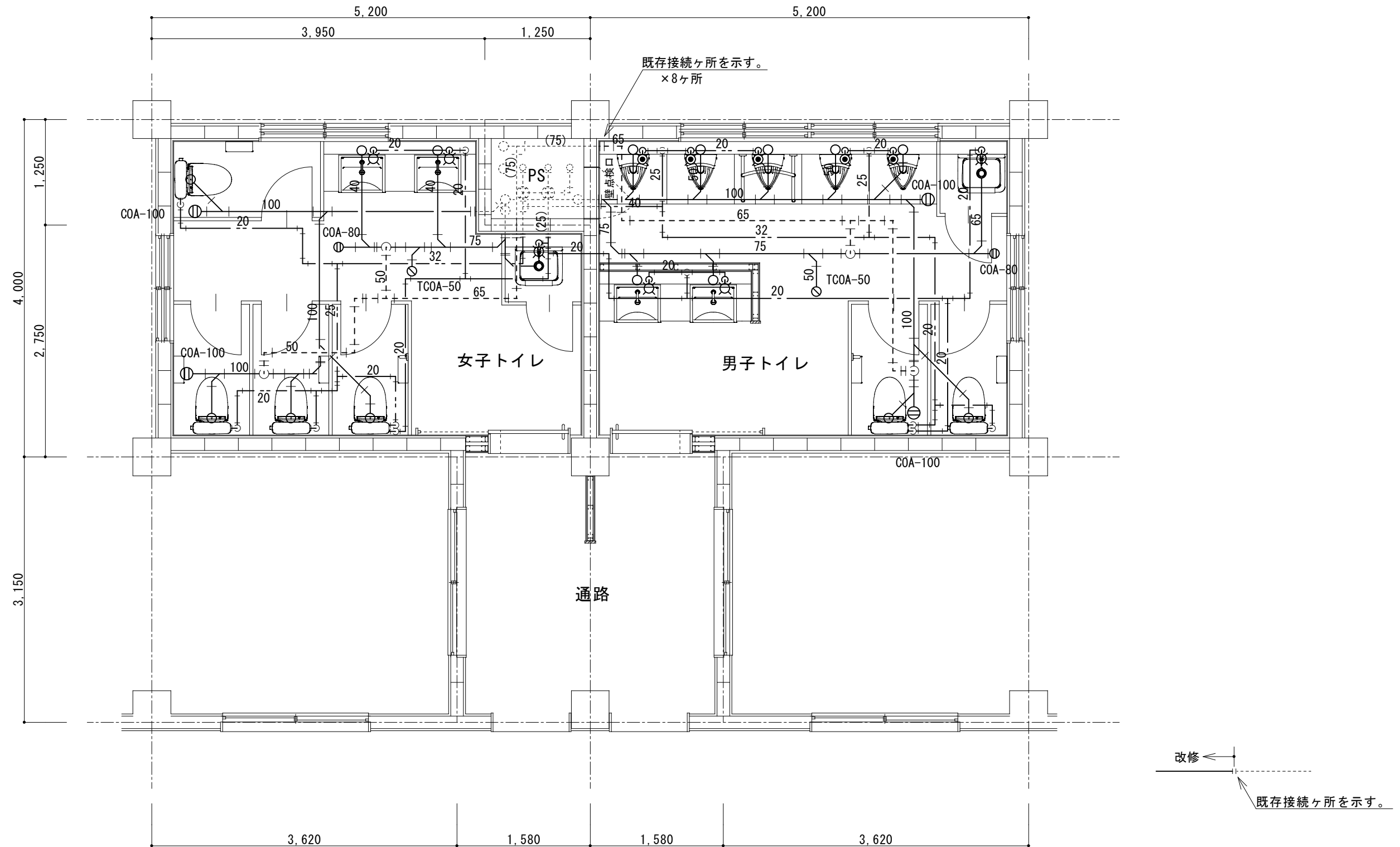
[東トイレ棟]改修 1階平面図

DATE R6・3・

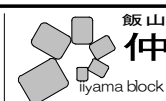
SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

M-04



[東トイレ棟] 2階平面図(改修) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

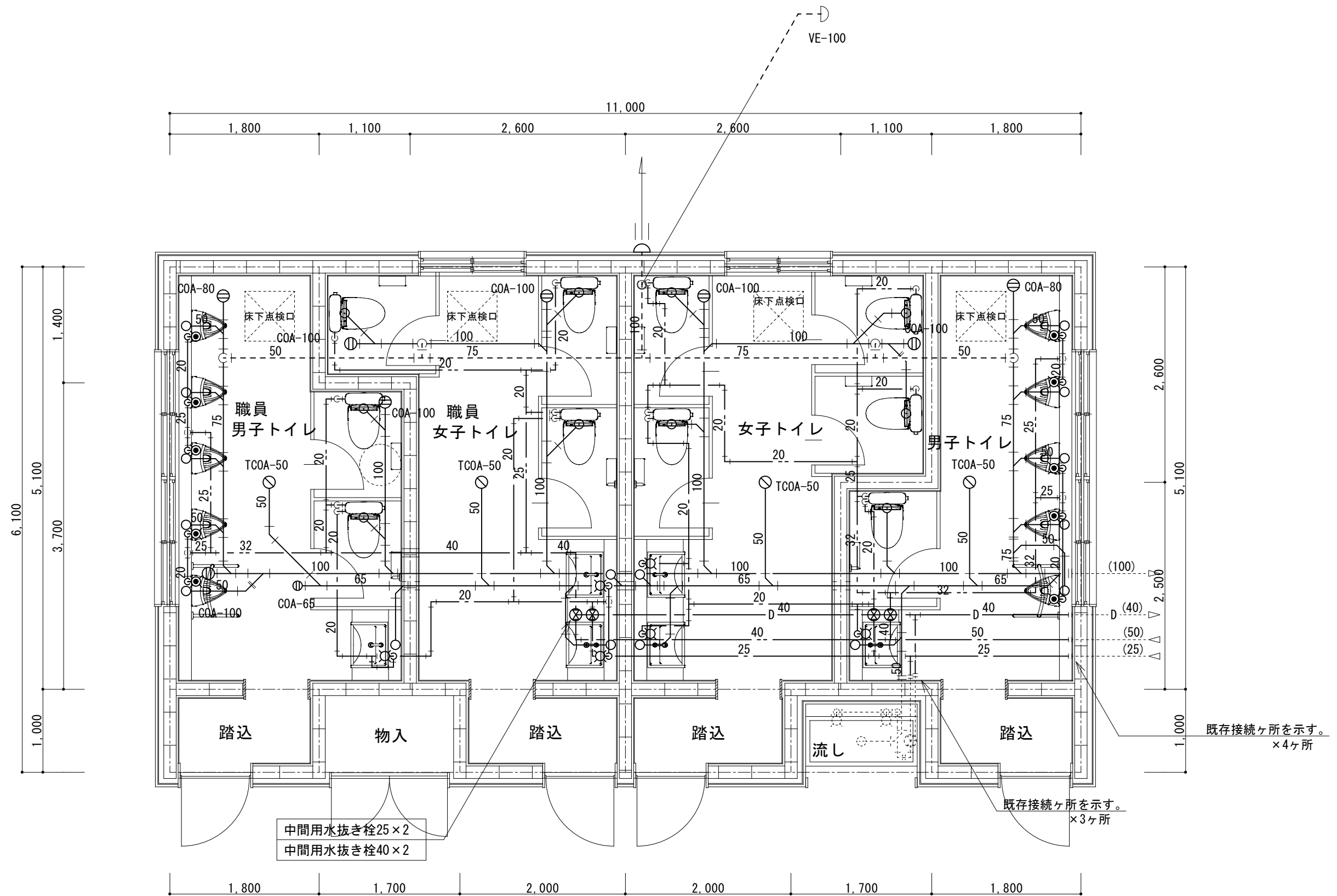
下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

[東トイレ棟]改修2階平面図

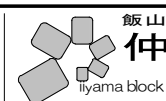
DATE R6・3・
SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

M-05



[西トイレ棟]平面図(改修) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号 仲條 楠

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

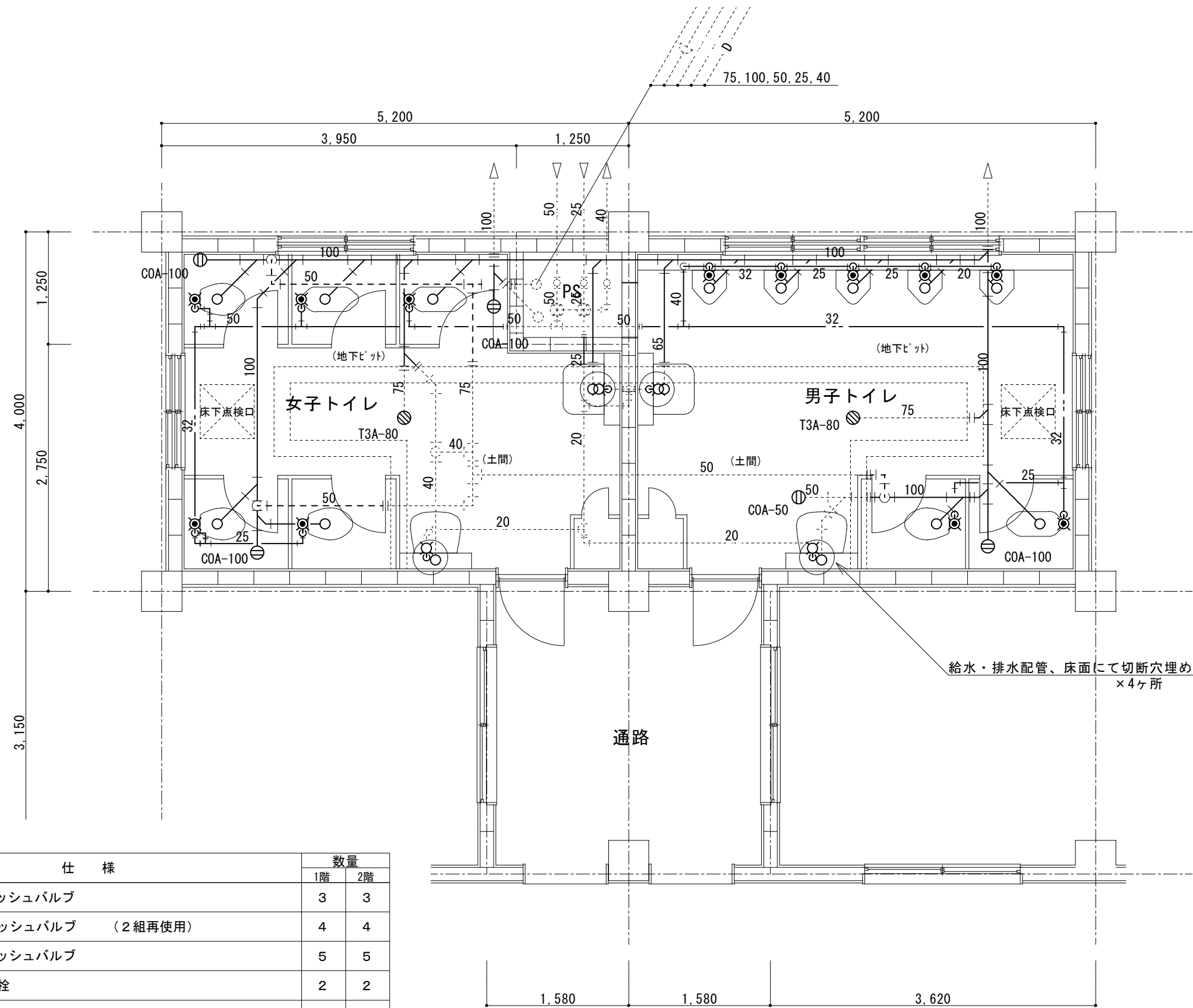
DATE R6・3・

SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

M-06

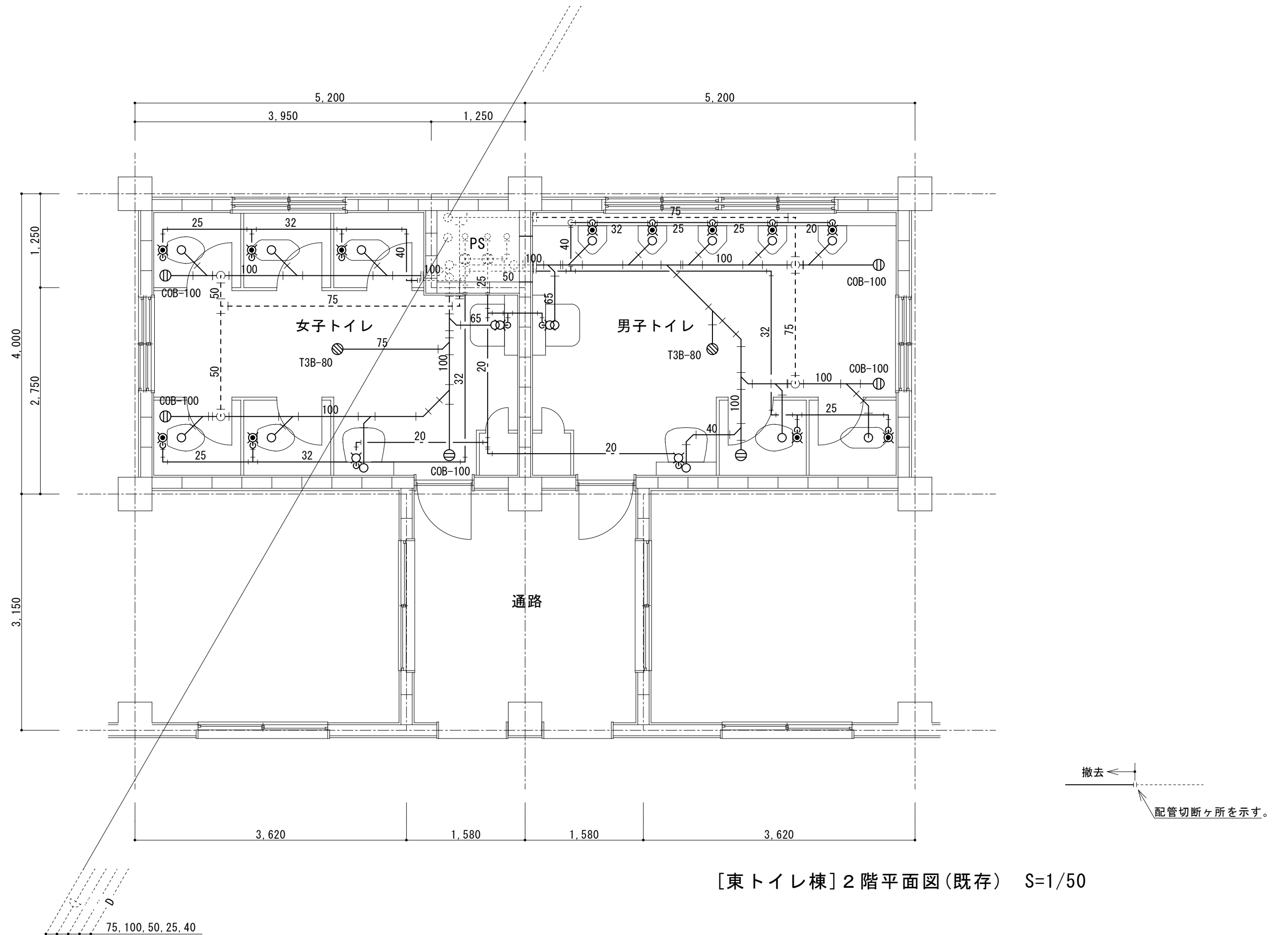
[西トイレ棟]改修平面図



撤去器具表（東棟）

器具名	仕様	数量	
		1階	2階
和風大便器	フラッシュバルブ	3	3
洋風大便器	フラッシュバルブ（2組再使用）	4	4
小便器	フラッシュバルブ	5	5
掃除用流し	横水栓	2	2
洗面器	単水栓	2	2
天井扇		2	
壁付換気扇			2
パネルヒーター	壁掛け	2	2

〔東トイレ棟〕1階平面図（既存） S=1/50



[東トイレ棟] 2階平面図(既存) S=1/50



飯山ブロック株式会社

仲條 一級建築士事務所

JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT

一級建築士登録第72938号

仲條 楠一

DRAWN

市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

[東トイレ棟] 既存2階平面図・撤去図

DATE

R6・3・

SCALE

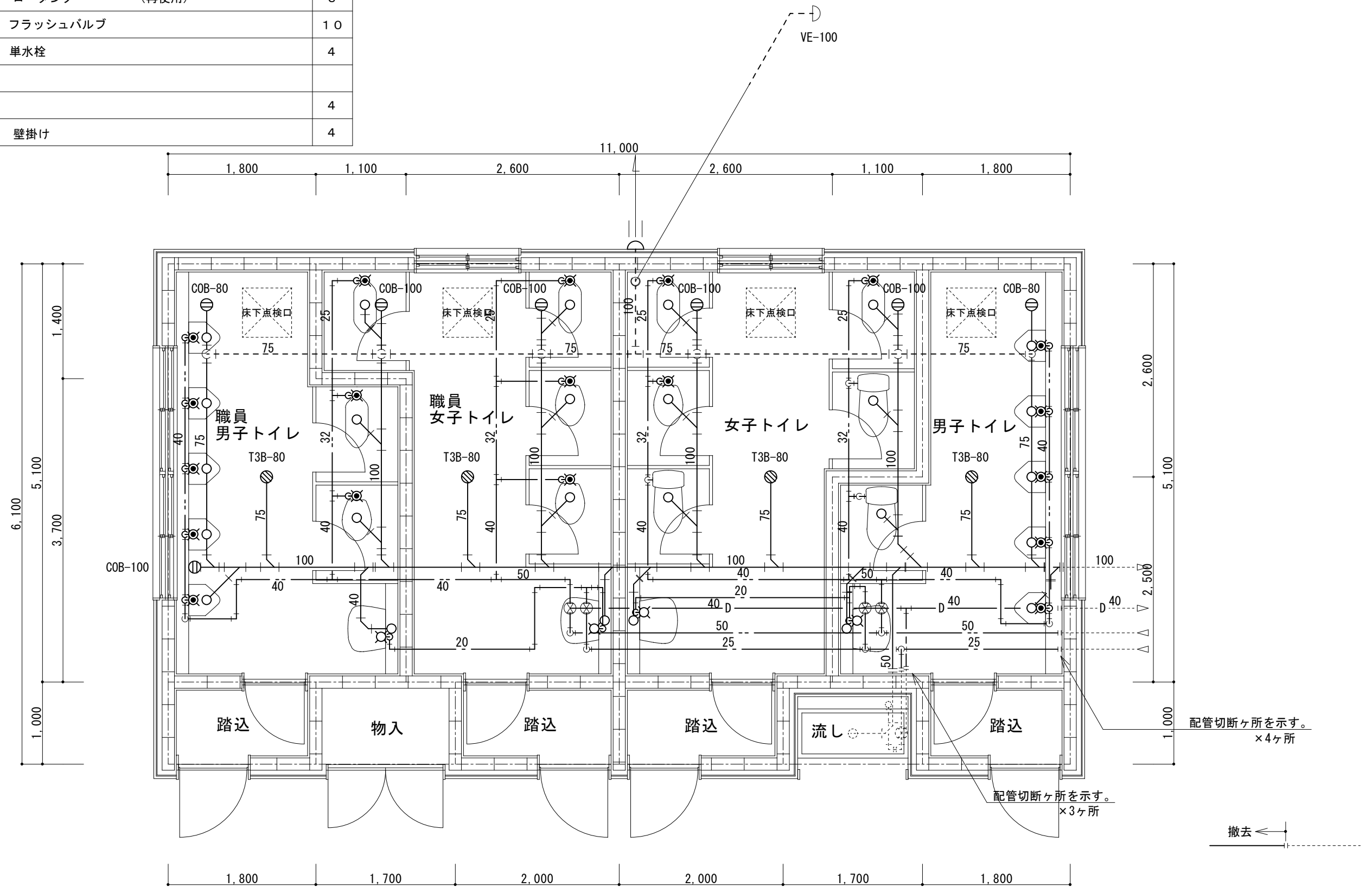
A3: 1/50

SHEET NO.

M-08

撤去器具表（西棟）

器 具 名	仕 様	数 量
和 風 大 便 器	フラッシュバルブ	5
洋 風 大 便 器	フラッシュバルブ（再使用）	4
洋 風 大 便 器	ロータンク（再使用）	3
小 便 器	フラッシュバルブ	10
洗 面 器	単水栓	4
天 井 扇		4
パ ネ ル ヒ ー タ ー	壁掛け	4



[西トイレ棟]平面図(既存) S=1/50



仲 條 一 級 建 築 士 事 務 所
JYUNICHI NAKAJO ARCHITECT
一級建築士登録第72938号 仲 條 楠 一
DRAWN 市川卓央 一級建築士登録第327840号

下高井農林高等学校 便所棟トイレ改修工事

DATE R6・3・
SCALE A3: 1/50

SHEET NO.

M-09

[西トイレ棟]既存平面図・撤去図